

大町町過疎地域持続的発展計画 (後期)

【令和8年度～令和12年度】

令和8年3月

佐賀県 大町町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	大町町の概況	1
ア	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	2
ウ	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等を踏まえた本町の社会経済的発展の方向と概要	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア	人口の推移と動向	3
イ	産業の推移と動向	4
(3)	大町町行財政の状況	8
ア	財政の状況	8
イ	主要公共施設等の整備状況	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針	11
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	14
(6)	計画の達成状況の評価	14
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1)	現況と問題点	16
(2)	その対策	16
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	17
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	17
3	産業の振興	18
(1)	現況と問題点	18
ア	農業	18
イ	地場産業おこし、地場産業の振興	18
ウ	企業誘致	19
エ	商業	19
オ	観光又はレクリエーション	20
(2)	その対策	20
ア	農業	20
イ	地場産業おこし、地場産業の振興	22
ウ	企業誘致	22
エ	商業	23
オ	観光又はレクリエーション	23
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	24
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	25
4	地域における情報化	26
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	26
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	27

5	交通施設の整備、交通手段の確保	28
	(1) 現況と問題点	28
	(2) その対策	28
	(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	30
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
6	生活環境の整備	35
	(1) 現況と問題点	35
	ア. 汚水処理	35
	イ. 廃棄物処理施設	35
	ウ. 消防施設	35
	エ. 住宅	36
	(2) その対策	36
	ア. 汚水処理	36
	イ. 廃棄物処理施設	36
	ウ. 消防施設	37
	エ. 住宅	37
	(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	38
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39
	(1) 現況と問題点	39
	ア. 子育て環境の確保	39
	イ. 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	39
	(2) その対策	40
	ア. 子育て環境の確保	40
	イ. 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	40
	(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	41
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
8	医療の確保	43
	(1) 現況と問題点	43
	(2) その対策	43
	(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	43
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
9	教育の振興	44
	(1) 現状と問題点	44
	ア. 学校教育等	44
	イ. 社会教育	44
	ウ. 社会体育	44
	(2) その対策	45
	ア. 学校教育等	45
	イ. 社会教育	45
	ウ. 社会体育	46
	(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	46
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46

10 地域文化の振興等	47
(1) 現状と問題点	47
(2) その対策	47
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
・過疎地域持続的発展特別事業分	48
事業計画（令和8年度～令和12年度）	48

参考

【過疎立法の経緯】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、「財政運営支援法」ではなく、「持続的発展支援法」になります。非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するために制定されたものです。

- ・ 過疎地域対策緊急措置法（昭和45年4月24日施行）
- ・ 過疎地域振興特別措置法（昭和55年4月1日施行）
- ・ 過疎地域活性化特別措置法（平成2年4月1日施行）
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年4月1日施行）
- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年4月1日施行）

1 基本的な事項

(1) 大町町の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、東は江北町、西は武雄市、南は六角川を挟んで白石町、北は多久市にそれぞれ接している。東西、南北とも約4km強で、町役場を中心にほぼひし形をなしており、総面積は11.50k㎡と、県内で最も面積の小さな町である。

地勢は、町の中央部を東西に国道34号とJR佐世保線が並走し、これを境北部はゆるやかな南面傾斜をなした山間・山ろく地帯で、その最北部には眼下にはるか有明海を望む標高416mの聖岳の山並みが連なっている。一方南部は、対照的な平坦地で、約250.6haの水田が広がり、穀倉白石平野の一角を担う農業地帯を形成している。

気候は、年平均気温16.6℃、夏季の平均気温25.7℃、冬季5.8℃、年間降雨量は2,271.5mm（令和2年）と比較的恵まれた温暖な気象条件にある。

町の歴史をみると、明治22年、それまでの大町村と福母村が合併して大町村となり、その頃からの炭鉱開発とともに発展してきた。昭和4年には、杵島炭鉱株式会社が設立され、最盛時には人口24,000人を超え、県下でも佐賀市、唐津市に次ぐ大きな町となった。

昭和11年、町制が施行され、黒ダイヤともはやされた石炭産業の隆盛とともに炭鉱は栄え、活気に満ちた町勢であった。しかし、昭和30年代に入ると、日本経済の高度成長に伴い好景気を支えた大都市へと急速に人口が吸収されていき、また、産業の高度化による全国的なエネルギー消費構造の変革によりエネルギー需要は石炭から石油へと移行し、いわゆるエネルギー革命のあおりを受け、県下一の出炭高を誇った杵島炭鉱もついに昭和44年5月、数十年にわたる長い歴史に幕を閉じた。炭鉱の閉山は、町に大きな衝撃を与えると同時に、人口の流出を助長し、基礎的生活条件の確保に支障を来し、経済活動の沈滞、社会的機能の低下を招き、本町は過疎の町へと一転した。

その後、町勢を支えてきた石炭産業に代わる基幹産業を求めて、企業誘致を積極的に推進した結果、十数社の企業が進出、さらに、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」以来の過疎立法の展開等もあり、雇用促進や住民生活の基盤である公共施設等の整備は相当進んできたものの、少子高齢化の深刻化及び全国的な物価高騰による産業経済の停滞など厳しい状況が続いている。

イ. 過疎の状況

本町の過疎化は、隆盛を極めた石炭産業の斜陽化、全国的好景気を支えた大都市への人口流出とともに始まり、昭和 16 年をピークに人口減少に転じ、以後著しい減少傾向の中で昭和 35 年から昭和 45 年の 10 年間で△47.9%の減少率を示した。

石炭産業の不況、人口の流出はその後も続き、昭和 36 年の合理化に伴う人員整理のかわりに昭和 44 年杵島炭鉱が閉山、都市へと職を求めた労働者層の人口流出にも拍車がかかり、町財政力も極度に低下した。これらの人口流出は炭鉱閉山に伴う雇用喪失が最大の要因となった。

このような中、本町は人口流出に歯止めをかけ、町の活性化を図るべく、さらなる企業誘致の強力な推進、生活環境の確保や産業基盤等の整備など「過疎地域対策緊急措置法」の展開により、雇用の確保、地域の居住条件の改善等にも成果が現れ、昭和 50 年以降人口減少傾向も次第に緩和していった。

こうした、企業誘致による企業の進出は、本町の町勢浮揚に好機をもたらし、経済の高度成長期と相まって大半の企業はおおむね順調に伸長してきたが、バブル崩壊による平成不況など国内情勢の急変により、不安定な経営状態が続き、中小企業の倒産をはじめ、有力企業の当地撤退など、経済、産業の発展にやや影を落としている。

その後も産業や生活の基盤である交通網の整備をはじめ、農業地域の保全など農業基盤の整備や商店街の整備による商業の活性化、高齢化社会への対応施策など、これまでの施策の展開により、人口の流出は鈍化したものの、過去における若年層を中心とした激しい人口減少に起因する社会的基盤の低下や、高齢化の顕著な進行、出生率の低下など自然減や転入・転出の増減による社会減は依然として続いていることから、定住促進のための豊かで魅力あるまちづくりを目指した生活環境基盤の整備や教育文化施設、高齢者・福祉施設等の公共施設の整備が急務になっている。

ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等を踏まえた本町の社会経済的発展の方向と概要

本町は、杵島炭鉱の閉山により、人口流出をはじめ、経済活動の沈滞、社会的基盤の低下を経験し、その後、生活基盤の整備をはじめ、あらゆる分野で総合的な過疎対策事業の推進を図ってきた。

さらなる町の発展を図る視点から本町の立地条件をみると、近傍に長崎自動車道の武雄・北方 I C や多久 I C があり、交通の要衝として経済的立地条件としては比較的恵まれている。さらに基幹道路としての国道 34 号の総合的な整備建設を目指した「国道 34 号バイパス建設促進期成会」により、物流・人流の円滑化に向けた整備活動が進められている。加えて、工業用水の確保も可能であることから、企業

誘致や新規産業の創出に必要な基盤は整っている。

県総合計画における位置付けとしても、本町は県中部における交通結節点の役割を担い、広域的な経済・産業ネットワークの一翼を形成している。今後は、この立地特性を生かし、工業跡地への企業誘致や空き店舗を活用した創業支援を積極的に進め、若年層を中心とした就業機会の拡大を図る必要がある。

さらに、農業・工業・商業に加えて、ICT（情報通信技術）の導入や活用を推進することで、新しい産業分野への展開も期待されている。テレワーク環境の整備や地域資源を活用した観光振興も重要な柱であり、地域経済を支える複合的な仕組みづくりが求められる。

生活環境の整備や情報化の推進、福祉・教育分野の充実も併せて進めることで、安心して住み続けられる町を実現し、旧産炭地のイメージからの脱却と過疎化克服を目指すことが本町の社会経済的発展の方向性である。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア．人口の推移と動向

本町の人口推移は、基幹産業として町の経済社会を支えてきた石炭産業の盛衰をそのまま示しているといえる。前述したように、昭和16年のピーク時には24,000人を数えた人口も、石炭産業の衰退により減少に転じ、昭和35年国調では20,427人と減り、相次ぐ合理化で急速な減少の一途をたどり、昭和44年炭鉱閉山後の昭和45年国調は、10,649人に激減、昭和35年から昭和45年まで炭鉱の衰退とともに9,778人が減少（対35年比△47.9%）した。

昭和50年は9,942人（対45年比△6.6%）、昭和55年9,776人（対50年比△1.7%）と減少傾向は緩和したが、これらの動向は本町に新規企業が立地し、新たな雇用機会がつけられたことと、住宅対策など生活環境の整備や福祉対策の成果だといえる。

昭和60年国調人口は9,682人で昭和55年から94人の減少、率にして△1.0%と人口減少率はひと頃に比べると鈍化傾向にあるが、バブルの崩壊とともに、若年層を中心に就業の場を求めた人口流出が顕著に表れ、平成2年国調人口では9,239人、昭和60年国調人口と比べ443人の減となっており、平成7年では8,787人で増減率△4.9%、平成12年では8,503人、増減率△3.2%、平成17年では7,956人、増減率△6.4%、平成22年では7,369人、増減率△7.4%、平成27年では6,777人、増減率△8.0%、令和2年では6,293人、増減率△7.1%となっており、人口流出傾向が続いている。

このような人口減少は、高齢化率を助長し、さらに社会減や自然減などが相まって新たな過疎化現象の進行が懸念される。国勢調査をもとにしたコーホート法による人口推計によると、今後も減少傾向は止まらず、人口減少に伴う高齢化、地域生

産機能の低下など基礎的生活要件の維持が困難になりつつあるといえる。

近年の本町の人口動態をみると、令和6年の出生数は35人、死亡数124人で自然減は89人となっており、人口構造的には少子高齢化が急速に進む本町では、今後も高い率で自然減が推移していくものと思われる。

本町の高齢者人口動向をみても、昭和45年1,152人であったのが、20年後の平成2年には1,985人と激増し、平成12年には2,355人、平成17年には、2,390人、平成22年には2,301人、平成27年では2,430人、令和2年では2,568人と、高齢者人口割合は40.8%と高齢化の進展が顕著となっている。

一方、社会動態では令和6年の転入数174人、転出数が190人となっており、社会増減は16人の転出超過という状況である。

年齢階層別人口構成については、昭和35年国調人口は20,427人、14歳以下の年少人口が7,561人で全体の37.0%を占め、15歳～64歳の生産年齢人口は11,800人の57.8%、65歳以上の老年人口は1,066人で5.2%の構成割合となっている。これに対し、令和2年国調人口では総人口6,777人、そのうち14歳以下の年少人口が643人で全体の10.2%、15歳～64歳の生産年齢人口が3,082人の49.0%、65歳以上の老年人口は2,568人で40.1%の構成割合となっている。これを令和2年全国構成比でみると年少人口率11.9%、生産年齢人口59.5%、老年人口28.6%である。比してもわかるように、年少人口は△1.7ポイント、生産年齢人口△10.5ポイントの減少、逆に老年人口は11.5ポイント増で、全国的に進展する少子高齢化をはるかに凌ぐペースで進行していることがわかる。

また、本町の将来人口について、社人研準拠推計による予測をみると、総人口は2045年で3,997人、2060年は2,855人まで減少することが見込まれる。

特に本町では、進学・就職時、結婚時に町外に転出し、Uターンによる転入はみられるものの若い世代で転出超過となっており、母親となる若い世代の女性自体の減少等により、出生数が減少し、自然減が進んでいる。

こうした人口動向に関する課題を踏まえ、本計画とともに、最上位計画である大町町第5次総合計画、第3期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の推進により、転出超過傾向にある社会減対策と合計特殊出生率の向上を同時に進め、人口減少を抑制し、年少人口割合の増加と老年人口割合の抑制を図り、持続可能なバランスのとれた人口構成の実現を目指す必要がある。

イ. 産業の推移と動向

本町の産業構造は過疎地域の中でも特異な都市型の構造となっている。令和2年の国勢調査産業別就業人口が示すように農業、林業、漁業で構成される第1次産業の割合が6.1%、鉱業、建設業、製造業の第2次産業が27.0%、卸売小売業、サービス業、公務などの第3次産業が66.9%となっており、近年、その都市型の傾向は顕著に表れており、大町町を除く県内過疎市町村では、第1次産業の占める割合が比較的高く、第3次産業の割合が低い数値となっている。

しかし、杵島炭鉱が隆盛を極めた昭和 35 年頃は、第 2 次産業の占める割合が突出しており、第 1 次産業 15.5%、第 2 次産業 49.1%、第 3 次産業 35.3%と、炭鉱を基盤に町が発展し、地域産業と経済は炭鉱によって潤ってきたといえる。

炭鉱閉山後の昭和 45 年国調でみた産業別人口は第 1 次産業 16.8%、第 2 次産業 37.7%、第 3 次産業 45.5%となっており、昭和 35 年に比べ、第 1 次産業は 1.3 ポイントとわずかに伸び、第 2 次産業は、11.4 ポイントも減少し、逆に第 3 次産業は 10.2 ポイントと大きく伸びている。

第 1 次産業は平成 27 年国調から令和 2 年国調では横ばいで推移しているが、第 2 次産業の伸びに陰りがみえ、昭和 45 年と比べて 10.7 ポイントの減少を示し、閉山後に誘致した鉄鋼、機械金属、電気などの企業を取り巻く経営環境が厳しいものとなっている。

それに比べ、第 3 次産業は着実に増加傾向にあり、昭和 45 年国調と比べて 21.4 ポイント増となっており、都市型の傾向はさらに進んでいる。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,427	人 14740	% △27.8	人 10,649	% △27.8	人 9,942	% △6.6	人 9,776	% △1.7
0歳～14歳	7,561	4,354	△42.4	2,338	△46.3	2,005	△14.2	1,908	△4.8
15歳～64歳	11,800	9,275	△21.4	7,159	△22.8	6,565	△8.3	6229	△5.1
うち 15歳～ 29歳(a)	4,221	3,113	△26.2	2,347	△24.6	1,995	△15.0	1,775	△12.0
65歳以上(b)	1,066	1,111	4.2	1,152	3.7	1,372	19.1	1,564	14.0
(a)/総数 若年者比率	% 20.7	% 21.1	-	% 22.0	-	% 20.1	-	% 18.0	-
(b)/総数 高齢者比率	% 5.2	% 7.5	-	% 10.8	-	% 13.8	-	% 16.0	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,682	% △1.0	人 9,239	% △4.6	人 8,787	% △4.9	人 8,503	% △3.2	人 7,956	% △6.4
0歳～14歳	1,886	△1.2	1,656	△12.2	1,384	△16.4	1,178	△14.9	1,020	△13.4
15歳～64歳	6,046	△2.9	5,597	△7.4	5,226	△6.6	4,970	△4.9	4,546	△8.5
うち 15歳～ 29歳(a)	1,469	△16.3	1,340	△8.8	1,290	△3.7	1,320	△2.3	1,109	△16.0
65歳以上(b)	1,750	11.9	1,985	13.4	2,177	9.7	2,355	8.2	2,390	1.4
(a)/総数 若年者比率	% 15.2	-	% 14.5	-	% 14.7	-	% 15.5	-	% 13.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 18.1	-	% 21.5	-	% 24.8	-	% 27.7	-	% 30.0	-

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,369	% △7.4	人 6,777	% △8.0	人 6,293	% △7.1
0歳～14歳	866	△15.1	735	△15.1	643	△12.5
15歳～64歳	4,202	△7.6	3,611	△14.1	3,072	△14.9
うち 15歳～ 29歳(a)	884	△20.3	771	△12.8	682	△11.5
65歳以上(b)	2,301	△3.7	2,430	5.6	2,566	5.6
(a)/総数 若年者比率	% 12.0	-	% 11.4	-	% 10.8	-
(b)/総数 高齢者比率	% 31.2	-	% 35.9	-	% 40.8	-

表 1-1 (2) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,623	人 5,353	% △19.2	人 4,712	% △12.0	人 4,243	% △10.0	人 4,472	% 5.4
第1次産業 就業人口比率	% 15.5	% 15.5	-	% 16.8	-	% 11.1	-	% 10.5	-
第2次産業 就業人口比率	% 49.1	% 43.0	-	% 37.7	-	% 39.6	-	% 39.6	-
第3次産業 就業人口比率	% 35.3	% 41.4	-	% 45.5	-	% 49.0	-	% 49.8	-

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,244	% △5.1	人 4,147	% △2.3	人 4,017	% △3.1	人 3,796	% △5.5	人 3,498	% △7.8
第1次産業 就業人口比率	% 9.8	-	% 9.1	-	% 7.7	-	% 7.6	-	% 7.6	-
第2次産業 就業人口比率	% 38.6	-	% 39.3	-	% 36.7	-	% 36.5	-	% 30.6	-
第3次産業 就業人口比率	% 51.5	-	% 51.6	-	% 55.6	-	% 55.8	-	% 61.8	-

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,141	% △10.2	人 2,948	% △6.1	人 2,811	% △4.6
第1次産業 就業人口比率	% 5.6	-	% 6.1	-	% 6.1	-
第2次産業 就業人口比率	% 30.1	-	% 28.3	-	% 26.9	-
第3次産業 就業人口比率	% 64.3	-	% 65.6	-	% 67.0	-

(3) 大町町行財政の状況

ア. 財政の状況

地方自治体を取り巻く状況は、少子高齢化の進展など一段と厳しさを増している。また、自治体の責任は、住民ニーズの多様化、高度情報化社会への対応、さらに地方分権の進展によりますます重くなっており、自治体経営は、基礎自治体としての自立が求められる一方、地域の特性を生かした地方創生、持続的発展への取り組みが必要となっている。

歳入については、町税や地方交付税等一般財源が大幅に増加することは見込まれず、不足する財源を積立金からの繰り入れで確保することになると予測している。

一方、歳出は、人件費、公債費、扶助費等の義務的な経費はさらに増加する見通しであり、厳しい財政状況が続くことは変わりないと考えられる。

このため、今後も、極めて厳しい財政環境の中、第5次総合計画の推進や多くの財政課題への対応など町政の重要課題が山積していることから、これまで以上に、さらなる歳入確保と事業の見直しや効率化等による一層の歳出抑制を図っていかねばならない。

これまで、財政健全化路線を積極的に進めたことにより、町財政の危機的な状況は回避することができたが、本町は、町税等の自主財源に乏しく、財政力指数は0.31（令和2年度）と低く、地方交付税や国県支出金等にその多くを依存せざるを得ない状況にある。

地域の活力を維持し、安心して快適に暮らせる町としていくためには、地域で支えあうシステムづくりを進めるとともに、引き続き財政健全化路線を堅持し、経費の節減や事務事業の見直しに努めるとともに、重点施策の選択による町債の適切な発行・償還など中長期的な視点に立った財政運営を行うことが必要である。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	3,788,630	3,676,443	6,913,706
一般財源	2,451,195	2,535,385	2,593,511
国庫支出金	390,234	292,698	1,486,180
都道府県支出金	217,781	228,237	547,318
地方債	428,900	170,000	564,723
うち過疎債	110,700	31,000	432,200
その他	300,520	450,123	1,721,974
歳出総額 B	3,587,783	3,553,328	6,792,063
義務的経費	1,602,144	1,651,166	2,143,878
投資的経費	421,680	76,249	1,027,526
うち普通建設事業	397,857	73,475	493,385
その他	1,563,959	1,825,913	3,620,659
過疎対策事業費	197,139	74,196	502,826
歳入歳出差引額 C (A-B)	200,847	123,115	121,643
翌年度へ繰越すべき財源 D	2,669	7,405	64,907
実質収支 C-D	198,178	115,710	56,736
財政力指数	0.38	0.34	0.31
公債費負担比率	14.6	15.2	21.4
実質公債費比率	11.4	7.0	8.0
起債制限比率			
経常収支比率	82.6	86.4	94.9
将来負担比率	51.3	43.3	—
地方債現在高	4,126,476	6,520,235	4,835,784

イ. 主要公共施設等の整備状況

町の主要公共施設の整備状況については、【表 1-2 (2)】のとおりであるが、これまでの施策により、本町の公共施設の整備は、道路を中心に確実に成果をあげてきた。表を見てもわかるように過疎法施行時の昭和 45 年度末での市町村道改良率は 57.3%、舗装率は 23.1%と非常に低くなっているが、その後の過疎立法ごとに整備状況は急速に推移し、令和 2 年度での改良率は 94.5%、舗装率は 99.8%と、交通基盤の整備はかなり進んできている。

環境保全及び生活環境の整備については、合併処理浄化槽設置の普及を促進し、適正な生活排水処理を図る。

その他、公営住宅については、施設の老朽化が進んでおり、今後はそれらの改修等が課題となっている。

高齢者割合が県内トップレベルの水準となっており、関係機関との連携を図りながら既存の養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム等の施設の効率的な活用を図るとともに、高齢者が元気に過ごせるよう健康寿命の延伸に対する取り組みや、外出を促す高齢者の移動手段の確保など、高齢者に優しい、ニーズにあった施策に積極的に取り組む必要がある。

今後の公共施設整備のあり方としては、子育て支援や教育環境の充実、水準を下回った施設の整備は急務となり、農業振興地域の見直し等による町南部地域の整備推進、ボタ山わんぱく公園など既存公園の有効活用、公共福祉充実のため、既存の社会教育施設、社会体育施設の整備に加え複合施設の整備等、公共施設等総合管理計画に沿って、老朽化した既存施設の維持管理や更新、除却等を重点的に進め、本町の地域特性を踏まえた上での課題解消に取り組んでいく必要がある。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 25 年度末	令和 2 年度末
市町村道				
改良率 (%)	86.6	90.0	94.5	94.5
舗装率 (%)	88.9	99.8	99.8	99.8
農道				
延長 (m)				
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	45.7	53.4	35.1	35.1
林道				
延長 (m)				
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	7.7	6.7	5.9	5.9
水洗化率 (%)				
水道普及率 (%)	98.6	99.9	99.9	99.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	22.9	28.5	28.5	23.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

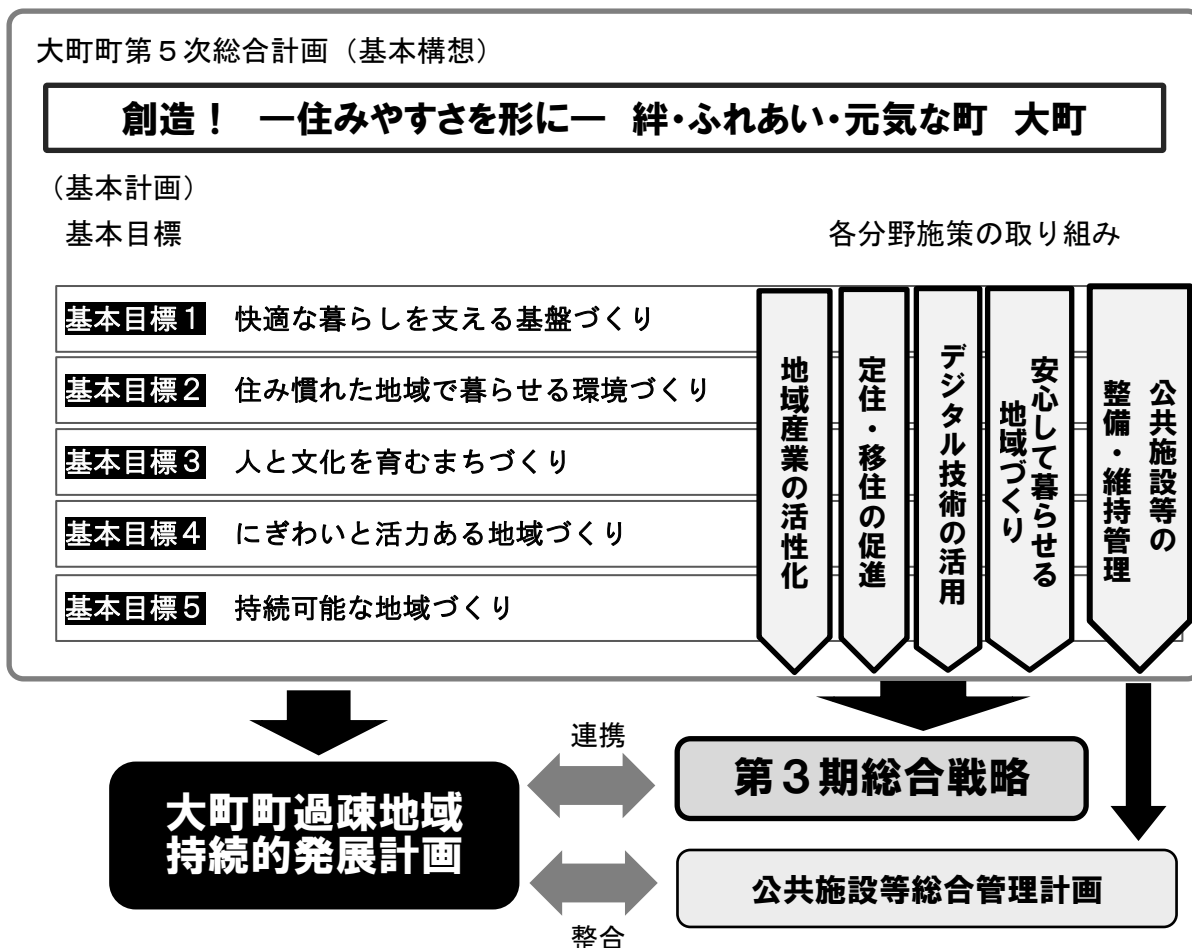
本町は「大町町第 5 次総合計画」に基づく「大町町過疎地域持続的発展計画」により総合的かつ計画的な対策を講じるとともに、「第 3 期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策とも連動し、定住策の展開や子育て支援及び教育の充実等により人口の流出に歯止めをかけていく。

また、住民意向調査結果などをもとに、定住のための町民生活の基盤整備や U J I ターンに対応した住環境の整備、既存企業に対する支援や企業の立地条件の整備促進を背景にした優良企業の誘致による良質な雇用の拡大、高齢化社会の進展に伴う高齢者に配慮した住民福祉及び保健の向上、地域に根付いた個性的な地域文化の保存・育成を推進しながら持続的発展の道を模索していく。

デジタル技術は、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っている。これまで、情報通信技術 (I C T) の進展に対応した情報化の推進や地域情報化システムの導入、行政事務の効率化、情報の共有、また住民サービスの向上を推進してきたが、今後も本町が抱える様々な課題について、デジタルの力を効果的に活用し、課題の解決や新しい付加価値の創出を目指し、町や企業、学校、地域などが一体となって、デジタル化を推進していく。

今後の地域の持続的発展にあたっては、戦略的、重点的投資が肝要で、個性豊かな地域づくりを目指した自主的創意工夫に基づき、限られた財源の中、選択と集中を推し進め、町の浮揚のための活力をどこに求めるかを明確化する。

総合計画、総合戦略等と過疎地域持続的発展計画の関係



さらに、効率的な投資による効果の連鎖を促進していくため、特に本町の立地、地域性等に留意し、個性を生かした構想を確立する。また、大町町第5次総合計画に配意し、投資効果を見定めた上で、町北部・町中部・町南部・農業地帯の農業ゾーン、あるいは町中部に位置する商業、工業ゾーンへのそれぞれの振興策の投入とともに、地域振興に向けた土地利用ゾーニングの検討を行うなど、地域のニーズにあった的確な政策の展開を図っていく。

①町北部

聖岳周辺を中心に新たな観光資源の形成を図るとともに、本町の自然資源である楠の群生林の整備のほか、自然との共生を推進する。また、近年ではイノシシ等による農作物等への被害が拡大し、地域農業へ多大な影響を及ぼしているため、有害鳥獣への対策を図るほか、中山間地域の開発及び炭鉱当時の面影を残すボタ山わんぱく公園の利活用と、土地開発と併せたアクセス道路の整備等を進めながら、土地の有効活用と交通の利便性を確保する。

②町中部

住民の基本的な生活環境の整備については、日常生活の基盤施設である交通網の整備、あるいは住民の交通安全の確保として、安全で快適な歩道を備えた町道の新設・整備を推進するとともに、国道34号の整備促進を図り、あるいはUJIターンによる移住者を意識した魅力の創出、さらに生活水準の向上、生活様式の高度化による清潔で快適な生活環境の確保のため、合併処理浄化槽設置の普及に努める。

商業については、商工会と一層の連携を図りながら、にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商店街の活性化など魅力ある商業環境づくりを進め、小売店舗等の活性化を図る。また、空き家や空き店舗を活用した起業や創業の支援、商店街の近代化や消費情報提供などのサービス機能の強化を促進し、地域づくり団体等の支援・育成を通して活力ある商店街の形成を図るとともに、国道34号沿道への商業集積の促進を図っていく。

また、工業の振興は、町の活性化を促すとともに、雇用機会の拡大、町民所得水準の向上、さらには地域の活力などを確保する上で重要な施策であり、既存企業の育成を基本方針として、企業規模の拡大促進、国・県における金融措置に基づく資金助成制度の活用、税制特例措置に伴う税負担の軽減等を講じながら経営の安定化を支援していく。

また、限りある土地資源を計画的かつ有効に活用していくため、民間資金とノウハウ及び活力を利活用し、宅地の開発や企業誘致に向けた条件整備を図り、魅力ある、住み続けたいまちづくりを推進していくために生活環境や教育環境を整備しながら、企業誘致の促進とあわせた雇用の増大、町民所得水準の向上を目指し、あわせて地域の活性化を図る。

③町南部

農業については、依然として離農、兼業化傾向にあり、魅力ある農業を目指しながら、田園景観に配慮した上で、他産業との調和をとりつつ、質及び生産性の高い農業の振興を図り、新規就農者の支援や農業後継者の育成、あるいは複合経営や集落営農組織の法人化、特産品の開発などを促進していく。また、ゆとりある田園形成を目指した農業基盤整備としての広域的な基幹農道の新設・整備、あるいは農村

住環境の向上に伴う実情にあった排水事業の推進等を図っていきながら整備された住環境の下での魅力のある農業環境の実現を目指していく。

また、町南部地区の一部については、良質な住宅地の形成や企業立地を図る住環境と産業の開発地区として位置付け、町の浮揚施策の一つとして積極的に推進していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、本計画の計画期間内に達成すべき地域の持続的発展のための基本目標を次のとおり定め、各種施策・事業の推進により、その達成を目指す。

(単位：人)

指標項目	現状値 (R6)	目標値 (R12)
社会増減	-16	0

出典：第3期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略

(6) 計画の達成状況の評価

本計画をより実効性のあるものとして推進していくため、関連諸計画との整合性を図りながら、最終年度に基本目標に掲げた指標の把握と評価を庁内組織で行い、その結果を外部委員も含めた大町町まち・ひと・しごと創生本部会議で検討するとともに、議会への報告を行い、適正な計画の推進に努める。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「大町町公共施設等総合管理計画」における公共施設等管理に関する基本的方針は以下のとおりとなっており、本計画における施設整備や事業推進の際の基本的な方針として位置付け、公共施設等総合管理計画との整合を図る。

①施設の最適化

人口構造や財政規模に見合った施設保有の最適化に向け、住民ニーズの変化にあわせて、行政サービスのあり方とともに、施設機能の移転や統合、廃止を含めた施設のあり方の検討を行う。また、施設の管理、運営、更新を検討するにあたっては、施設の持つ機能に着目して施設の複合化や多機能化を図る。さらに、国や県、周辺自治体等の保有する施設の活用等を検討する。

②予防保全による施設の長寿命化

施設の新規整備あるいは維持管理・更新を計画する際には、ライフサイクル全体を通じたコスト削減につながるよう、省エネ化や適正な管理を行い、ライフサイクルコストの削減を図る観点で、予防保全の考え方による施設の点検・診断等を行い、計画的な維持管理・更新を検討する。また、インフラ施設についても、各施設の長寿命化計画等に基づき、定期的な点検・診断により劣化・損傷の程度や原因等を把握・評価し、計画的な修繕・更新を検討する。

③指定管理者制度等の活用

施設の運営・維持管理にかかるコストや、施設利用者、運営状況を把握し、効率的なコスト削減を図るとともに、施設の利用率、稼働率の向上とともに、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担の適正化を図る。

また、必要な公共サービスの質を適切なコストで提供するため、民間の資金やノウハウ、創意工夫を最大限に活用できる仕組みとして、指定管理者制度やPFIなど官民が連携したPPP手法の導入や民営化について、検討を行う。

④財源の確保

将来において必要な公共施設の大規模改修や建て替えを行うため、経費全般の徹底的な節減・合理化を進めるとともに、基金の積み立て、国・県の各種補助制度の有効活用を図り、整備に必要な経費の財源確保に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少が依然として続いており、令和2年度国勢調査以降も住基人口は減少傾向にある。特に15～64歳の生産年齢人口の割合が年々低下しており、一方で総人口に占める65歳以上の割合は既に4割に達している。これは全国平均を大きく上回る水準であり、労働力不足や担い手不足が一層深刻化している状況にある。

また、高校卒業後の若者が都市部へ進学・就職する割合が高く、UターンやIターンの動きが十分に確保できないことから、地域の将来を担う人材流出が続いている。これに伴い、地域活動や自治組織における後継者不足、地域コミュニティの弱体化が顕著になっている。

さらに、町内への移住希望者に対しては、住居確保が十分とはいえず、移住定住促進に向けた受け皿づくりが課題となっている。

こうした背景を踏まえ、若年層を中心とした定住促進による人材流出の抑制、都市部との交流強化を通じた関係人口の拡大、U I J ターン者の受け入れ体制整備を進める必要がある。同時に、地域の担い手となる人材育成やコミュニティ意識の醸成に取り組むことが求められている。

また、町内には日常的に利用できる屋内スポーツ施設が耐震化の問題で利用できない状況にあり、子どもから高齢者までが気軽に運動や交流を行うことができない。

このことは、健康づくりやスポーツを通じた世代間交流、地域コミュニティの活性化を妨げる要因となっているほか、子育て世代や若年層にとっての生活利便性・魅力度の低下にもつながっている。

さらに、スポーツ活動や大会、交流事業の受入れが困難であることから、地域間交流や関係人口の拡大の機会を十分に活かしきれていない状況にある。

(2) その対策

【施策の方向】

農業、商業をはじめ、教育、地域文化の分野においても後継者不足が深刻化しており、地域の担い手確保が大きな課題となっている。こうした状況の中、若者や子育て世代を中心に、U I J ターン者や移住希望者の受け入れを積極的に進めることが、定住人口の増加と地域の持続性を高める上で極めて重要となる。

そのため、住宅施策としては、定住奨励金制度や空き家・空き地バンクの制度の周知を図るとともに、子育て世代が安心して暮らせる住宅や賃貸物件の確保等を進める必要がある。

一方、本町では、既存のスポーツセンターが耐震上の問題により閉鎖されており、子どもから高齢者までが日常的に利用できる運動・交流の場が不足しているという

課題がある。これにより、地域間や世代間の交流機会が限定されている状況にある。

こうした課題を踏まえ、スポーツ機能をはじめ、子育て支援機能や交流機能等を集約し、世代や地域を超えて人々が集い交流できる拠点として、複合施設建設を進めている。これにより、地域間交流や世代間交流の促進と地域コミュニティの活性化を図る。

さらに、六角川など本町の自然環境を生かした体験交流やイベントを展開し、都市部との交流促進や関係人口の創出につなげる。あわせて、住民や地域団体との協働、SNS等を活用した情報発信を強化することで、町内外への認知度向上と移住・定住、地域活性化を推進していく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2)【地域間交流】	複合施設建設工事	大町町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業【移住・定住】	空き家活用対策補助金事業	大町町	
		移住促進対策子ども転入奨励金事業	大町町	
		移住促進対策引越費用補助金事業	大町町	
		移住促進民間賃貸住宅等建築費用補助事業	大町町	
		移住促進民間賃貸住宅家賃補助事業	大町町	
		婚活サポーター助成金事業	大町町	
		定住促進奨励金事業	大町町	
	【その他】	地域の絆づくり補助金事業	大町町	
		人材育成事業	大町町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、公共施設等総合管理計画及び関連する長寿命化計画等個別の施設計画と整合性を図りながら、関連する公共施設の適正な維持管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要な事業を実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

本町は、白石平野の高い生産力に支えられ、古くから米麦作を中心とした土地利用型農業が展開されており、現在、米、麦を中心とした水田農業を基礎に大豆を組み入れたブロックローテーションが展開され、特に米については、モチ米の生産団地として高い評価を得ている。また、農業所得向上策として園芸作物が導入され、野菜においては、たまねぎ、施設きゅうり、いちごなどが、果樹においてはみかんが生産されている。

また、町南部六角川沿いについては、現在、5か所の排水機場等を設置し、内水氾濫対策に努めているが、令和元年8月の前線に伴う大雨災害や令和3年8月11日からの大雨による災害など、近年の大雨による浸水により農業用機械等の甚大な農業被害が多発しているため、ため池や水路を活用した事前落水など自主的な対策や流域自治体連携による内水対策が重要である。

令和2年の農林業センサスによると、農家戸数は地域農業の法人化や集落営農の組織化が進んだため80戸と減少した。平成17年の189戸とは単純な比較ができないが、兼業化と高齢化が一段と進み、担い手不足が深刻化している。また、経営耕地面積276haのうち、田が272haと全体の98.6%を占める。

このような状況を踏まえ、これまでに、担い手の育成や農業生産基盤の整備をはじめ、多様な農業振興施策を推進し、少なからず成果をあげてきた。また、米価については上昇傾向にあるが、生産コストの高騰のほか、輸入農畜産物との競争激化、農家の高齢化や担い手不足等、農業を取り巻く情勢は以前に増し厳しい状況にある。

また、圃場整備以来の2次整備として農道・暗渠排水・支線水路の整備を行ったが、今後も、制水門や排水樋門、ため池や揚排水機場等の長寿命化・老朽化対策・統廃合を図り、農業生産基盤の充実を図っていくことが求められている。

このような状況下で、魅力ある農業を確立するため、農業所得の向上と担い手の育成及び農業生産基盤の整備は、早急に解決しなければならない喫緊の課題となっている。

イ. 地場産業おこし、地場産業の振興

本町は平成9年に地場特産物の紹介と販売、町民交流の場として「おおまち情報プラザ」を建設し、平成18年からは、民間のノウハウを活用すべく、指定管理者制度の導入により管理運営を民間事業者へ委託し、特産品等を店頭で取り扱うなど、地場産品の販路拡大に努めてきた。

そうした中、老朽化に伴う施設の改修を令和4年度に行い、「大町ふるさと館」と名称を改め、さらなるにぎわいの創出に努めている。

また、本町では、町内での就業者が少なく、町内での起業や創業が待ち望まれるが、狭小な地場の中で産業を起こすのは極めて厳しい環境にある。

しかし、起業・創業がしやすい環境整備を促進しながら町の活性化を図っていくことが必要である。

ウ. 企業誘致

本町では、昭和44年の杵島炭鉱の閉山後、企業誘致の推進により機械金属、電気関係等14社程度の企業が操業している。

これらの企業は、長く続いたデフレや円高のため引き起こされた国内生産の減少の影響を受けてきたが、中国から国内への回帰もみられ、最近は徐々に落ち着きを見せつつある。

しかし、近年の原材料費高騰や人件費の上昇のため、各企業とも施設や設備の増強については未だ慎重な姿勢を見せている。

また、工業振興対策として優良企業の新たな誘致、その他の産業基盤の整備が必要であるが、本町は、地理的条件には優れているものの面積が狭小であり、農地の転用以外に工業用地を確保することが非常に困難である。

今後も引き続き、大型企業の進出に不可欠な工業用水と用地の確保を検討していかなければならない。

エ. 商業

本町の商業は、かつては3つの商店街がそれぞれの特長を生かし、大いに繁栄していたが、炭鉱閉山後の人口の減少に伴う町内購買力の低下と商店経営者の高齢化等により、廃業に歯止めがかからない状況で空き店舗等が増加している。

こうした商店街には飲食店や生活用品を扱う小売店舗等が集積し、利便性が高く、特に高齢者には安心して買い物できる場所であるべきだが、徐々にその機能を失いつつあり、住民が生活していく上で必要な最低限の商品の購入にすら支障をきたす事態となっている。

また、集客の中心的な役割を果たしてきた地場のスーパーが平成24年2月に閉店してしまい、その後は、多くの町民が町外に買い物に出かけることが多くなった。

これまでも町は、商店街の一角にポケットパーク（やすらぎパーク）を建設し、買い物客の休憩・交流の場として買い物しやすい環境を整備する努力をしてきたが、人口の減少、高齢化に加えて、モータリゼーションの一層の進展、消費者ニーズの多様化等を背景に、近隣市町の大型店への購買力の流出が進み、その結果多く

の商店の廃業が増加している。加えて、近年のインターネット、携帯電話の普及によるネットショッピングやテレビショッピング等、買い物の形態が変化したことも衰退の一要因といえる。

こうした状況の中で、スーパー大型店の企業誘致に成功し、令和元年7月に国道34号沿いにオープンした。この大型店の進出が町民の町外への購買力の流出に一定の歯止めをかけた。

今後、国道34号沿いを利活用し、商工会と一層の連携を図りながら、にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商店街の活性化など魅力ある商業環境づくりを進め、小売店舗等の活性化を図る必要がある。

オ. 観光又はレクリエーション

本町の観光資源は極めて乏しく、遊興的・旅行的観光の活用資源は少ないが、町のシンボル聖岳周辺には、県木でもある楠がおよそ900本群生しており、景観に恵まれた優れた自然環境にある。頂上には展望所があり、およそ792段の階段や散策道、ため池の整備など、断片的な整備は進んだものの、観光資源としての効果は十分とはいえない。

町では、平成25年度にボタ山わんぱく公園を開設し、年間約1万人が訪れる町の新たな観光スポットとなりつつある。今後は、公園としての価値をさらに高めるべく、ボタ山特有の地質に適した植栽や休息場所の確保など観光資源や利便性の高い公園として整備を行う必要がある。

既存の浦田自然公園については、緑化ブームを背景に、これまで自然に親しむ森林公園としてその機能を果たしてきた。隣接した場所に誘致した民間経営の温泉施設が開業したことにより、観光面のポテンシャルが向上した。今後は、家族連れや高齢者等のレクリエーション場所や住民の憩いの場として新たに建設予定の複合施設の整備を検討している。

また、個人所有である旧炭鉱変電所跡には、当時建設された赤レンガ造りの建物が今でも残っており、当時を偲ぶ絶好の観光スポットとなっている。現在では、民間が主体となり、「杵島炭鉱変電所跡活用推進会」を組織、建物の愛称を「大町煉瓦館」と決め、イベント等を開催し、町民の交流の場を提供するなど、明るく元気なまちづくりに寄与し、令和2年度に佐賀県遺産に登録された。

(2) その対策

【施策の方向】

ア. 農業

本町では、平成28年に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に沿い、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう

将来の農業経営の発展の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成しなければならない。

具体的な経営指標として、大町町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を目指し、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していく。

また、将来の町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

そのため、農業協同組合、農業委員会、杵島農業振興センター、生産組合等と十分な相互連携の下で濃密な指導を行うとともに、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した検討・調整を促進する。

また、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会等による掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。これらの農地の流動化に関しては、農地中間管理機構の活用により、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、中山間地域である町北部においては、新規作目を導入するため、産地化や多角経営をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培や経営に関する濃密指導を行い、施設園芸や果樹、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

また、環境保全型農業や地産地消の促進など、時代の要請に即した農業の促進に努め、農業の持つ多面的機能の保全・活用に努めるとともに、老朽化が著しい制水樋門の整備や大雨時の排水機能の強化、水害に強い揚水機への更新、農業用ため池の耐震性や豪雨耐性及び劣化状況の調査と整備を図っていく。

- ①農業所得の向上及び労働時間短縮の推進
- ②多様な担い手の育成
- ③施設園芸等の振興による高収益作物への転換推進
- ④生産性の向上促進
- ⑤環境保全型農業の促進
- ⑥地産地消の促進
- ⑦農業経営の法人化を促進

- ⑧ため池や農業用施設等の農業生産基盤の整備・更新
- ⑨大雨による浸水被害を最小限とするため排水機能の強化
- ⑩中山間部における新規作目の導入

イ. 地場産業おこし、地場産業の振興

現在、商工会を中心に炭鉱全盛期から地域に定着し、親しまれていた“大町たろめん”をB級グルメとして復活させたが、この気運が一過性とならないようPRにつとめ、新たな特産品の開発など、今後も官民一体となり販路拡大を推進していく。

新たな特産品づくりとして、中山間の遊休地を活用したワイン用ブドウの栽培・大町産ワインの醸造・販売を進めるとともに、食用ブドウの栽培や炭鉱トンネル跡地でのワインの熟成、急速冷凍機を活用し、地域の特産品を高品質の鮮度に保つことで、通年販売やインターネット販売、アンテナショップとして大町ふるさと館での販売等地域特産品の販路拡大を図る。

また、空き店舗等を活用した起業・創業意識の高揚、波及に努めるとともに、地域農産物の加工品の研究・開発を推し進め、町の特性を見直しながら、インターネットによる電子商取引など、未利用、低活用分野の活用を促進し、地場産業振興、起業・創業促進の気運を高めるため調査、研究を進めていくと同時に、地元からの雇用拡大、U J I ターンの受け皿として、既存の民間企業に対し、国・県における金融措置に基づく資金助成制度の活用、税制特別措置に伴う税負担の軽減等や、地方創生の取り組みとの連携により企業経営を側面的に支援していく。

- ①起業・創業意識の高揚のための調査研究（新規異業種間交流）
- ②インターネットによる電子商取引の調査、研究の推進
- ③地域特産物の加工品の研究など販路拡大
- ④特産品開発への支援
- ⑤地場産業への支援
- ⑥地元からの雇用拡大やU J I ターンによる移住者雇用に対する支援

ウ. 企業誘致

町を活性化し、良質な雇用を確保するため、新たな企業の誘致は重要な課題といえる。現在、国道34号沿い及び町南部地域の町道港町馬田線の基幹道路を中心に土地の利活用を見直し、効率的で計画的な土地利用開発を目指している。

町南部地域は古くから広大で優良な水田地帯が広がり、穀倉白石平野の一角を成

していることから、関係機関や農地地権者等の理解を得ながら、農業法人の起業促進や新規特産品となりうる農作物の栽培を進めるとともに、遊休地や工場跡地を活用し、工業系の企業等の誘致を進める。

また、これらの地区の一部には、既に民間資本が投入されていることから、狭小な土地資源を有効かつ効率的に活用していくために、民間の資本とノウハウを活用して雇用機会の増大、住民所得の向上を目指していく。

その他にも、空き店舗や町有地の有効活用として工場や店舗の誘致にとどまらず、企業のサテライトオフィスの誘致等、従来の方法にとらわれない活用法も検討していく。

- ①農業振興地域の見直しによる産業地帯の設定
- ②工業用水の確保
- ③民間資本の活用
- ④計画的な企業誘致の推進
- ⑤資金助成及び税負担軽減の推進
- ⑥町有地の利活用
- ⑦CSOの誘致推進

エ. 商業

本町の商業は、厳しい経営状況にあるが、「大町たろめん復活事業」により、加盟飲食店のやる気の醸成・活性化のきっかけとなった。

今後は、商工会等とより一層の連携を図りながら、買い物がしやすく誰もが安心・安全・満足できるように、消費者の立場に立ち国道34号沿いの利活用や空き店舗等を活用した起業・創業、事業継承による後継者問題の解決等商店街の活性化・発展を追求していかなければならない。

- ①インターネットによる情報の収集及び電子商取引の調査・研究
- ②まちづくりと一体となった商店街整備の推進
- ③個人商店への経営指導の強化
- ④国道34号沿い及び空き店舗等を活用した起業・創業支援
- ⑤経営資金の助成
- ⑥商業施設等の誘致
- ⑦事業継承の支援・促進

オ. 観光又はレクリエーション

本町の観光資源は乏しい中にも、町北部には豊かな自然環境に恵まれた聖岳があり、平成2年には山頂に展望所を設置し、山登りや野草散策などを楽しむ人に親し

まれている。付近には大きなため池もあり、雑踏を逃れ静かな山ろくでの釣りを楽しむ人も多い。一方では、町南部には有明海へ流れる大河川の六角川があり、近年はカヤック体験等のイベントが開催されている。この風光明媚な自然環境を観光資源として最大限活用していく。

また、国道 34 号線に面し、駅にも隣接している大町ふるさと館を町の特産品販売等のアンテナショップとして活用することで特産品の宣伝をはかるとともに、近年注目されているアニメツーリズムの拠点として、佐賀県にゆかりあるアニメ作品等を活用した展示、情報発信、周遊企画等を展開し、町内回遊性の向上と新たな観光需要や駅前のにぎわい創出を図る。

特に、アニメファンを中心とした来訪者の増加が期待されることから、既存の観光資源やイベントと連携したアニメツーリズムを推進し、交流・関係人口の拡大につなげていく。

新たに建設予定の複合施設には家族連れや高齢者等のレクリエーション場所や住民の憩いの場を整備し、町内外問わず様々な利用者呼び込むことで町の魅力の発信につなげる。

一方、既存の浦田自然公園やボタ山わんぱく公園については、自然環境など地理的条件や町民ニーズを再考した上で、温泉施設などと連携して、付加価値のある、魅力ある公園として再生していく。

- ①聖岳周辺の開発
- ②六角川周辺の利活用
- ③既存公園及び施設の再整備や観光地化等の推進
- ④アニメツーリズムの推進
- ⑤ふるさと館等駅周辺の整備、活用
- ⑥複合施設の整備

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振 興	(1)基盤整備 【農業】	基幹水利施設ストックマネジメント事業	佐賀県	
		県営ため池整備事業	佐賀県	
		さが園芸 888 整備支援事業	大町町	
		佐賀県基盤整備促進事業	大町町	
		産地生産基盤パワーアップ事業	大町町	
		ため池整備事業	大町町	
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業	大町町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		土地改良施設維持管理適正化事業	大町町	
		用排水施設整備事業	佐賀県	
	(4) 地場産業 の振興 【生産施設】	特産品生産施設整備事業	大町町	
	【加工施設】	特産品加工施設整備事業	大町町	
	(5) 企業誘致	杵島工業用水道事業	大町町	
		企業立地促進基盤整備事業	大町町	
	(9) 観光又は レクリエーショ ン	大町ふるさと館指定管理委託	大町町	
		駅前ふれあい広場整備事業等	大町町	
		複合施設建設工事	大町町	
	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 【第1次産業】	多面的機能支払交付金事業	大町町	
中山間地域等直接支払交付金事業		大町町		
新規就農者育成総合対策（経営開始資金）		新規就農者育成総合対策（経営開始資金）	大町町	
		新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）	大町町	
【商工業・6次 産業化】		経営設備資金（利子補給・保証料）	大町町	
		商工会育成事業	大町町	
		中小企業資金貸付事業	大町町	
【企業誘致】		企業立地促進助成金等事業	大町町	
	新規創業等スタートアップ支援事業	大町町		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
大町町の全域	製造業、情報サービス業 等、農林水産物等販売業、 旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2) その対策、(3) 事業計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興では、公共施設等総合管理計画及び関連する長寿命化計画等個別の施設計画と整合性を図りながら、関連する公共施設の適正な維持管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要な事業を実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年の情報処理技術や通信技術の進展はますます顕著になっており、人工知能（A I）とロボット技術の進化、ビッグデータの活用により、人々の生活をよりよいものへと変革する「デジタル・トランスフォーメーション（D X）」の推進が重要視されている中、複雑・多様化する住民の行政ニーズに対応するため、最新のI C T技術を活用して、利便性の高い行政サービスを提供していく必要がある。さらに、住民の価値観の多様化、生活圏の拡大、高齢化、国際化に的確に対応し、住民サービスの向上と新しいニーズへの対応、行政事務の簡素化及び情報の共有を基盤とした円滑な住民と行政との関係を形成していかなければならない。

本町は、近年の情報通信網等の整備により、I C T関連についてはかなり向上し、整備は進んでいる。

また、既存情報システムの安定稼働を図るとともに、新たなI C T技術を活用した情報サービスの導入・採用の検討やS N Sなどのインターネット技術を活用した広報・情報発信の充実を図る必要がある。

(2) その対策

【施策の方向】

本町は、行政事務の効率化や住民サービスの質の向上、地域間交流の促進を図るため、デジタル技術を積極的に活用した情報基盤の整備を推進する。

具体的には、町独自のアプリ等を開発・活用し、住民が必要な情報を迅速かつ確実にアクセスできる環境を構築する。

あわせて、年齢や利用環境の違いによるデジタルデバイドの解消を重要な課題と捉え、アプリやデジタルサービスを誰もが安心して利用できる支援を行うとともに、住民のデジタル活用能力の向上を図る。

これにより、平常時のみならず災害時においても、正確な情報を迅速・的確に届ける体制を整え、利便性が高く、誰一人取り残さない情報化社会の実現を目指す。

さらに、公共施設や町内各所のWi-Fiの整備・充実を図り、住民や来訪者が自由にインターネットを利用できる環境を整えるとともに、情報の共有や地域間交流の促進に向け、町ホームページやS N S等を活用した情報発信の充実を進めていく。

- ① 庁内情報システムの整備やテレワーク等の推進
- ② 人材・団体の育成、情報リテラシーの向上のための研修・講習会の開催
- ③ 公共施設等でのWi-Fi等によるインターネット接続環境化の整備
- ④ 行政手続のオンライン及び広域ネットワーク化の推進

⑤ SNSなどのインターネット技術を活用した広報・情報発信の充実

⑥ AI 技術等を活用した情報サービスの導入・採用の検討

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける情報 化	(1)電気通信 施設等情報化 のための施設 【ブロードバ ンド施設】	公衆無線LAN等整備事業	大町町	
	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 【その他】	デジタル化の推進	大町町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化では、公共施設等総合管理計画及び関連する長寿命化計画等個別の施設計画と整合性を図りながら、関連する公共施設の適正な維持管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要な事業を実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町の道路網は町の中央部を東西に走る国道 34 号と、これと接する県道久間～大町線、県道白石～大町線を基本とした道路体系となっている。このほか、旧長崎街道の町道中央線を軸に 73 路線、総延長 52.6 km の道路網が形成されている。整備状況については、国・県道は実延長 6.69 km で、改良及び舗装率は 100% となっている（令和 2 年度末現在）。町道については改良率 94.5%、舗装率 99.8% とそれぞれ高い水準の整備状況といえる（令和 2 年度末現在）。

今後の問題点として、これまでの旧過疎法及び産炭地域振興法の展開により、主要町道の改良・舗装等による整備を終えたものの、都市化の進展、余暇の増大に加え、生活圏の拡大による交通量の増加への対応や、未改良道路、歩道の整備、集落間の連結道及び公共施設へのアクセス道の新設などが必要である。

国道については車両の通行量の増加により、朝夕の時間帯では国道 34 号の交通渋滞が発生しているため、こうした課題に対応し、住民が安心して暮らせる地域社会の形成を推進するため、国道 34 号の整備促進とともに、道路幅員の規格改良や歩道の整備など、人に優しい生活関連道路の整備を図る必要がある。

また、高齢化が急速に進む本町では、交通利便性の追求と同時に、高齢者に優しいまちづくりを推進していく上で、公共交通機関の整備による交通手段の確保は重要であることから、令和 3 年 4 月から町内巡回バスを運行しており、今後も、バス路線の維持や町民の身近な移動手段の確保など、公共交通の利便性の向上を図る必要がある。

(2) その対策

【施策の方向】

町北部の自然ゾーンは、ふるさと林道整備事業により主要林道を拡幅し、本町の観光資源である聖岳へのアクセス道路としても活用している。また、この地区は県の事業として、生活環境保全林整備事業及びふるさと農道緊急整備事業が竣工しており、これに伴うアクセス道の整備も検討していく。

町中部には、基幹道路である国道 34 号に並行して、旧長崎街道（町道中央線）があり、それを取り巻く商店街・住宅地は居住空間として恵まれた立地にある。しかし、中部地区内にはまだまだ構造的に危険な道路もあり、また周辺地区へのアクセスも不十分で、連結道路の新設とともに、既存道路の整備・改良を図っていく。また、交通量の増加に伴う危険性の高い地域における生活道路は、安全性とゆとりのある歩行者に優しいコミュニティ道路として歩道を備えた町道として改良を進めていく。

町南部の農業地域には県道、町道や農道が混在しており、改良率等も低水準である。また、大型企業への通勤道路として利用され、交通量が激増し、通学や農作業にも支障を来すなど生活環境への影響が懸念される。このため、舗装改良や歩道を備えた安全でゆとりのある道路の整備を推進していく。さらに、この地域には集落が点在しており、集落間の連結道の整備や、こうした地域から基幹道路にアクセスする道路を計画的に整備・改良する。

さらに、国道 34 号の歩道未設置箇所の改良整備や付加車線の設置を要請するとともに、商店街アクセス道路の整備による顧客の獲得及び地域生活道路とのアクセスの整備を図る。

加えて、大町町橋りょう修繕計画の点検をもとに、橋りょうの架け替え・修繕などを行い、安全性の確保とともに、長寿命化に寄与する。

さらに、道路ストック点検をもとに、舗装補修及び道路附属物の更新・修繕を行い、安心・安全を図る。

また、モータリゼーションの進展により、公共交通機関、特に地方バス路線の維持・確保は利用者の減などにより財政的な限界を超えており、非常に厳しい状況にある。このような中、高齢者や子どもなど交通弱者のための交通手段の確保は重要な課題であり、地方バス路線の維持は不可欠である。

本町は、バス事業者等との協議に基づき、民間バス路線の維持とともに、町内巡回バスの運行による身近な移動手段の継続など、公共交通機関の確保に努める。

- ①観光資源や基幹道路と連結したアクセス道路の整備
- ②歩道を備えた生活道路の整備
- ③危険箇所の解消
- ④集落間連結道路の新設・整備
- ⑤未舗装道路の改良
- ⑥国道 34 号の整備促進
- ⑦民間バス路線の確保
- ⑧町内巡回バス・福祉タクシー利便性向上
- ⑨危険橋りょうの解消
- ⑩舗装補修及び道路附属物更新修繕
- ⑪民間送迎バスとの連携強化

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 【道路】	恵比須線（舗装・区画線） L=145m W=4.0m	大町町	
		公民館通2号線（舗装・区画線） L=50m W=4.5m	大町町	
		本通・高砂線（舗装・区画線） L=1300m W=5.0m	大町町	
		大町・江北線（舗装・区画線） L=2400m W=7.0m	大町町	
		大谷口線（舗装・区画線） L=3200m W=5.5m	大町町	
		杉谷・旭町線（舗装・区画線） L=650m W=5.0m	大町町	
		大黒・本通線（舗装・区画線） L=600m W=4.0m	大町町	
		今寺2号線（舗装・区画線） L=140m W=2.5m	大町町	
		浦川内線（舗装・区画線） L=500m W=6.0m	大町町	
		不動寺線（舗装・区画線） L=3000m W=5.5m	大町町	
		新村線（舗装・区画線） L=1500m W=4.0m	大町町	
		畑ヶ田・不動寺線（舗装・区画線） L=1900m W=6.0m	大町町	
		今山線（舗装・区画線） L=700m W=5.0m	大町町	
		旭町・弥護原線（舗装・区画線） L=1400m W=5.0m	大町町	
		中央線（舗装・区画線） L=4300m W=4.5m	大町町	
		杉谷団地内線（舗装・区画線） L=170m W=3.0m	大町町	
		土場線（舗装・区画線） L=1100m W=4.5m	大町町	
		駅南線（舗装・区画線） L=600m W=6.5m	大町町	
		寺口線（舗装・区画線） L=200m W=5.0m	大町町	
		中島・赤坂線（舗装・区画線） L=400m W=6.0m	大町町	
花浦線（舗装・区画線） L=520m W=5.5m	大町町			
大渡線（舗装・区画線） L=500m W=4.0m	大町町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		中島・高砂線（舗装・区画線） L=110m W=4.0m	大町町	
		中島・下潟線（舗装・区画線） L=1000m W=6.0m	大町町	
		寿・杉谷線（舗装・区画線） L=1900m W=6.5m	大町町	
		城山・浦田線（舗装・区画線） L=1200m W=6.5m	大町町	
		今寺線（舗装・区画線） L=300m W=5.5m	大町町	
		杉谷線（舗装・区画線） L=830m W=5.0m	大町町	
		二本黒木・小通線（舗装・区画線） L=1200m W=9.0m	大町町	
		港町・馬田線（舗装・区画線） L=900m W=14.0m	大町町	
		港町・寺口線（舗装・区画線） L=520m W=14.0m	大町町	
		小通線（舗装・区画線） L=1,030m W=4.0m	大町町	
		下潟線（舗装・区画線） L=460m W=9.0m	大町町	
		浦川内線（改良） L=340m W=7.0m	大町町	
		不動寺線（改良） L=380m W=6.5m	大町町	
		不動寺線（改良） L=100m W=10.5m	大町町	
		中央線（改良） L=100m W=5.0m	大町町	
		二本黒木・小通線第2次（改良） L=300m W=11.5m	大町町	
		旭町・弥護原線（改良） L=800m W=6.0m	大町町	
		土場線（改良） L=300m W=9.5m	大町町	
		鳩ノ巣線（改良・舗装） L=140m W=4.0m	大町町	
		今寺2号線（改良・舗装） L=130m W=6.0m	大町町	
		杉谷線（改良） L=500m W=6.0m	大町町	
		駅南線（改良・舗装） L=610m W=6.5m	大町町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		下潟線 (改良・舗装) L=465m W=5.0m	大町町	
		畑ヶ田・不動寺線 (改築) L=500m W=9.5m	大町町	
		畑ヶ田・下小田線 (改良・舗装) L=100m W=7.0m	大町町	
	【橋りょう】	町道杉谷線 (境川橋) (橋梁) L=2.3m W=3.5m	大町町	
		町道杉谷線 (杉谷川第一橋) (橋梁) L=4.6m W=3.6m	大町町	
		町道不動寺線 (砥石川橋) (橋梁) L=2.7m W=6.3m	大町町	
		町道不動寺線 (免若谷橋) (橋梁) L=5.1m W=5.7m	大町町	
		町道中央線 (高良橋) (橋梁) L=6.1m W=6.2m	大町町	
		町道中央線 (杉谷川第三橋) (橋梁) L=3.5m W=4.7m	大町町	
		町道中央線 (元倉第二橋) (橋梁) L=4.5m W=4.7m	大町町	
		町道土場線 (土場第一橋) (橋梁) L=3.0m W=7.8m	大町町	
		町道寺口線 (杉谷川第二橋) (橋梁) L=2.9m W=5.6m	大町町	
		町道城山線 (沖の神川橋) (橋梁) L=4.4m W=8.7m	大町町	
		町道小通線 (小通第一橋) (橋梁) L=2.7m W=6.8m	大町町	
		町道小通線 (小通第二橋) (橋梁) L=2.4m W=6.8m	大町町	
		町道小通線 (小通第三橋) (橋梁) L=3.0m W=7.3m	大町町	
		町道小通線 (小通第四線) (橋梁) L=2.1m W=6.7m	大町町	
		町道小通線 (小通第五橋) (橋梁) L=4.5m W=6.5m	大町町	
		町道新村線 (下大町第一橋) (橋梁) L=3.0m W=6.6m	大町町	
		町道新村線 (下大町第二橋) (橋梁) L=4.2m W=5.8m	大町町	
		町道大渡線 (大渡第一橋) (橋梁) L=2.5m W=5.4m	大町町	
		町道城山・浦田線 (大山線) (橋梁) L=2.9m W=5.6m	大町町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道城山・浦田線（浦田二段橋）（橋梁） L=7.0m W=7.5m	大町町	
		町道寿・杉谷線（みに橋）（橋梁） L=10.1m W=5.5m	大町町	
		町道寿・杉谷線（杉谷橋）（橋梁） L=9.5m W=7.2m	大町町	
		町道下潟線（下潟橋）（橋梁） L=3.7m W=8.3m	大町町	
		町道駅南線（沖の神川第四橋）（橋梁） L=5.1m W=5.6m	大町町	
		町道駅南線（駅南橋）（橋梁） L=2.3m W=4.2m	大町町	
		町道港町・寺口線（みなと橋）（橋梁） L=4.0m W=7.5m	大町町	
		町道中島・下潟線（元倉第三橋）（橋梁） L=3.6m W=6.9m	大町町	
		町道中島・下潟線（馬川橋）（橋梁） L=2.5m W=4.5m	大町町	
		町道中島・下潟線（三本杉橋）（橋梁） L=5.0m W=4.2m	大町町	
		町道浦川内線（浦川内橋）（橋梁） L=2.2m W=13.5m	大町町	
		町道千場団地内線（千場第一橋）（橋梁） L=4.5m W=6.0m	大町町	
		町道千場団地内線（千場第二橋）（橋梁） L=2.4m W=6.0m	大町町	
		町道大黒・本通線（宮浦橋）（橋梁） L=5.8m W=4.0m	大町町	
		町道中島・高砂線（元倉第一橋）（橋梁） L=4.3m W=6.5m	大町町	
		町道本通・高砂線（浦田三段橋）（橋梁） L=8.5m W=4.0m	大町町	
		町道鳩の巣線（鳩ノ巣第一橋）（橋梁） L=2.4m W=2.5m	大町町	
		町道鳩の巣線（鳩ノ巣第二橋）（橋梁） L=4.4m W=3.3m	大町町	
		町道泉団地内線（沖の神川第一橋）（橋梁） L=3.5m W=6.0m	大町町	
		町道寿団地内線（沖の神川第二橋）（橋梁） L=4.4m W=4.1m	大町町	
		町道中島・赤坂線（六田橋）（橋梁） L=3.7m W=5.5m	大町町	
		町道一本黒木・一本松線（八ツ江橋） （橋梁）L=11.4m W=4.0m	大町町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道一本黒木・一本松線(橋梁) L=2.7m W=6.0m	大町町	
		町道一本黒・小通線(小通第六橋)(橋梁) L=3.9m W=3.9m	大町町	
		町道花浦線(金龍橋)(橋梁) L=4.6m W=11.5m	大町町	
		町道今山線(今山第一橋)(橋梁) L=2.8m W=5.4m	大町町	
		町道今山線(今山第二橋)(橋梁) L=6.0m W=5.8m	大町町	
		町道港町・馬田線(さかい橋)(橋梁) L=7.1m W=12.3m	大町町	
		町道三本黒木2号線(三本黒木2号橋) (橋梁)L=4.0m W=6.8m	大町町	
		町道新村線(下大町第三橋)(橋梁) L=2.1m W=10.2m	大町町	
		町道港町・馬田線(港町馬田第一橋)(橋 梁)L=4.5m W=15.1m	大町町	
		町道二本黒木・小通線(二本黒木・小通第 一橋)(橋梁)L=2.1m W=15.0m	大町町	
		町道港町・寺口線(港町寺口第一橋)(橋 梁)L=2.6m W=7.2m	大町町	
		町道三本黒木1号線(三本黒木1号橋) (橋梁)L=4.3m W=6.3m	大町町	
		町道寺口・旭町線(杉谷川第四橋)(橋梁) L=2.5m W=1.6m	大町町	
		町道浦田自然公園(浦田自然公園橋)(橋 梁)L=23.4m W=10.2m	大町町	
		町道小通線(小通第七橋)(橋梁) L=4.5m W=6.5m	大町町	
		町道弥護原線(弥護原橋)(橋梁) L=2.9m W=9.0m	大町町	
	【その他】	道路照明灯更新事業 N=136基	大町町	
		道路反射鏡更新事業 N=100基	大町町	
	(9)過疎地域 持続的発展特 別事業	コミュニティバス(まちバス)確保対策 事業	大町町	
	【公共交通】	民間バス路線確保対策事業	大町町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画及び関連する長寿命化計画等個別の施設計画と整合性を図りながら、関連する公共施設の適正な維持管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要な事業を実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 汚水処理

本町の生活排水等の処理は、し尿と生活排水の処理が同時にできる合併処理浄化槽の設置補助制度を整備し、単独浄化槽からの転換も含め、設置促進を図っている。今後も公共用水域の水質汚濁の防止に向け、今後の排出量の推移を見据えながら計画的推進を図る必要がある。

なお、令和6年度末で合併処理浄化槽設置状況は715基となっている。

イ. 廃棄物処理施設

本町のごみ処理は、平成28年1月より4市5町からなる佐賀県西部広域環境組合(さが西部クリーンセンター)で適正処理を行っているが、生活環境に対応したごみの種類も多くなり、これまでの焼却からリサイクルへの転換が求められている。

このため、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、住民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要がある。

ウ. 消防施設

本町の非常備消防団の勢力としては、団員の条例定数200名に対し実人員170名(令和6年度末現在)、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ5台、救助資機材搭載型消防車1台となっている。

団員数と年齢構成は、年々減少傾向と高齢化が進んでおり、その要因として、団員の就業構造が大きく変わり、仕事と消防団員活動の両立が難しくなっていることに加え、地域コミュニティの希薄化で新入団員の確保が困難になっていることが考えられる。

このことから、本町においては町中部に住宅が密集していること、旧炭鉱住宅街が現在も多く残り、管理不全の空き家等が増えていることによる日中昼間の火災に対応する団員の確保が課題となっている。

今後は、地域の安全安心の要である消防団に対して入団しやすい環境づくりとイメージアップ、現職団員の負担軽減、部の統廃合を進め機動力のある消防団を目指していく必要がある。

また、町指定避難所と町指定緊急避難場所の周知を図り、施設の機能向上のため資機材の整備に努めるとともに、地域住民同士が助け合う自主防災組織の育成支援と機材の配備を段階的に実施していく必要がある。

エ. 住宅

本町には、炭鉱閉山後、個人に払い下げられた旧炭鉱住宅街が存在し、そのほとんどが密集家屋である。これらの家屋は個人による改築、改装が進んでいるものの、隣家との間隔や通路も狭いため居住環境が悪く火災等の緊急時には危険性が問題となっており、町の住宅対策の大きな課題となっている。

また、近年、所有者等が適正な管理を行わない家屋や所有者が不明な家屋等が、廃屋化し、倒壊等による事故の発生のおそれがある危険な空き家などの増加がみられ、空き家の把握及び有効利用を推進していく必要がある。

公営住宅については、令和2年度末現在、399戸あり、そのうち町営住宅が261戸を占め、特に、簡易平屋の159戸については、老朽化が著しく、退去による空き家は、政策空き家として管理し、火災や災害等の被災者の仮住まいとして利用している。

人口減少と高齢化が急速に進行する中、定住促進のための若い世代や高齢者等が安心して暮らせる公営住宅の確保等が求められている。

(2) その対策

【施策の方向】

ア. 汚水処理

水環境の保全については、継続的な啓発を行うとともに、本町の実情にあった汚水処理方法として合併処理浄化槽設置を促進し、単独処理浄化槽、汲み取り便槽からの転換を重点的に進める。

①合併処理浄化槽設置補助制度

イ. 廃棄物処理施設

広域的な連携のもと、効率的なごみ処理体制の強化、ごみ集積ボックスの設置、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集の充実、広報・啓発活動の推進等を通して分別排出の徹底を図る。

また、ごみ減量化・リサイクルの推進に向け、広報・啓発活動の推進とともに、生ごみ処理機の購入補助制度や地区及び各種団体において家庭から排出される資源ごみ（古紙類・アルミ缶）回収補助制度の周知を図る。

さらに、不法投棄防止のパトロールの強化、不法投棄監視員制度の充実、啓発活動を通し、不法投棄防止に向けた住民の協力体制の構築を図る。

加えて、杵島地区衛生処理組合のし尿処理施設については、大町町、江北町及び白石町で効率的な運営に努め、住民サービスの向上を図る。

- ①資源ごみ回収補助制度の啓発
- ②生ごみ処理機購入補助制度の啓発
- ③不法投棄の防止
- ④ごみ集積ボックスの設置
- ⑤し尿処理施設の維持・管理

ウ. 消防施設

現在、年次計画で設備の整備を進めているが、今後も住宅密集地や水利の不十分な地域の火災に備えて、防火水槽、消火栓等の水利の整備・充実を図っていく。

また、老朽化した機械器具を更新しながら、消防団の機動力の充実を図るとともに、消防団員の処遇改善について検討を行い新入団員の確保、団員のスキルアップのための訓練を実施し、常備消防との連携が効率的に機能するよう努めていく。

また、災害対応力強化のための施設整備をはじめ、防災交流拠点の活用などにより自主防災の啓発等を行い、自主防災組織結成やその後の育成支援、町指定避難所及び指定緊急避難場所の機能が最大限に発揮できる人材の育成と設備整備など防災・減災対策の充実を図る。

- ①消防体制の強化
- ②消防施設・水利の充実
- ③災害対応力強化のための施設整備
- ④自主防災組織の結成及び育成
- ⑤避難所、指定緊急避難場所の周知と設備整備

エ. 住宅

公営住宅の今後は、長寿命化計画に基づいた改善事業を行い、老朽化の激しい簡易平屋団地については、子育て世帯、若年者及び高齢者に配慮した公営住宅等の建て替え及び定住促進を踏まえた住宅用地として検討する。

また、空家等対策計画のもと、空き家等の所有者と今後の有効活用について協議を進め、住み家としてだけでなく、事業所としての利活用を進めるなど空き家等の定住促進対策等を進める。

さらに、旧炭鉱住宅地区の居住環境対策については、それら家屋が個人の持ち家であるため、総合的な改良を進めるには極めて困難な状況と考えられるが、災害時の危険性を啓発し、地区住民の意向を踏まえた上で、整備を進めていく必要がある。

なお、民間による住宅団地開発については、土地利用の調整を図りながら適切な誘導に努め、官民一体となった開発を推進する。

- ①公営住宅の住環境整備
- ②町営住宅の整備
- ③空き家対策の促進
- ④旧炭住地区の整備
- ⑤住宅開発業者への適切な誘導

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設【その他】	ごみ集積ボックス設置事業 (15基)	大町町	
	(5) 消防施設	防火水槽 (2基)	大町町	
		消防自動車格納庫改築事業	大町町	
	(6) 公営住宅	京ノ尾団地外壁塗装工事	大町町	
		町営杉谷団地建替え事業	大町町	
		京ノ尾団地・浦川内団地老朽化改修工事	大町町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業【環境】	合併処理浄化槽設置補助金(125基)	大町町	
危険な空き家対策事業		大町町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備では、公共施設等総合管理計画及び関連する長寿命化計画等個別の施設計画と整合性を図りながら、関連する公共施設の適正な維持管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要な事業を実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 子育て環境の確保

本町の子どもの数は、年々減少の傾向にある。これは、将来地域社会を支える人口の減少を意味し、社会・経済的活力の停滞を招くと懸念されている。

核家族化、就労形態の多様化、女性の社会進出拡大による就労増など、子どもと家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる環境を整えることが喫緊の課題であり、様々な保育ニーズに対応した環境整備が課題である。

特に、本町には児童館が整備されておらず、放課後や休日に児童が安全に過ごせる居場所が不足している。こうした状況を踏まえ、子育て支援機能を備えた施設整備により、児童の健全育成と保護者の安心につながる環境づくりが必要がある。

今後は、保育施設、学校、地域、行政等の一層の連携強化をはじめ、子育てに不安を抱える親への支援など従来の取り組みに加え、さらなる子育て支援を進めることが必要となっている。

子育て支援の拠点である総合福祉保健センターや保育施設の適切な維持管理を行い、設備の充実を進めることにより、より安全で快適な空間を創設できるような環境づくりを進める必要がある。

イ. 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

本町における高齢化率は40.0%（令和7年3月末現在）と、全国の29.3%（令和6年10月1日現在）を大きく上回る。こうした高齢化の進行に伴い、支援を必要とする高齢者が増加している。

このような中、健康づくりや、在宅医療・介護の連携、介護予防の推進、生活支援サービスの体制整備など、地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な取り組みを進めており、支援が必要な高齢者に対して、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様なニーズに対応するため保健・医療・福祉が連携しサービスを提供するとともに、地域で見守りや支え合いができる環境づくりを進める必要がある。

また、老朽化した老人福祉センターについては、高齢者の生きがい・交流の場の拠点として、適切に維持管理していく必要がある。

障がい者福祉については、令和6年3月に策定した障がい福祉計画に基づき、関係機関と連携しながら、障がい者手帳の交付の申請受付や各種の相談業務をはじめ、障害者総合支援法等による福祉サービス、発達障がい等の早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者（児）の社会参加や就労の促進に向けた多様な施策を推進している。

しかし、障がい者の高齢化、障がいの重度化、重複化や介護者の高齢化も進んで

おり、「親亡き後」を見据えた長期的な障がい者（児）支援の一層の充実が求められている。

（２）その対策

【施策の方向】

ア．子育て環境の確保

すべての子育て家庭が、子育てに伴う喜びを実感でき、次代を担う子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める。

あわせて、子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談ができる児童館について、子どもの居場所づくりや地域交流の拠点としての機能充実を図り、子育て支援体制を強化する。

また、少子化対策の一環として、不妊治療等の費用助成、出生祝金の助成、放課後児童クラブの運営を継続して行い、あわせて、多子世帯、ひとり親世帯の保育料等を軽減するなど、多様なニーズに対し、適切に対応できるよう体制を強化し、相談機能の充実や、必要な子育て支援、施策を推進する。

- ①総合的な子育て支援の充実
- ②保育サービス等の充実
- ③子育てに関する相談体制及び相談機能の充実
- ④子育て家庭への経済的支援
- ⑤子どもと親の健康の増進
- ⑥要保護児童などへの対応の推進
- ⑦ひとり親家庭等医療費の助成
- ⑧児童館の整備及び子どもの居場所づくりの推進

イ．高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、健康づくりやニーズに対応した生活支援サービスを提供するとともに、高齢者の社会活動への参加、就業機会の拡大を進める。

また、障がい者に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、相談・就労体制を充実し地域で安心して暮らせる環境づくりを進める。

- ①健康づくり事業の推進
- ②地域包括支援センターの機能強化

- ③介護予防・生きがいつくりの充実
- ④多様な生活支援サービスの提供
- ⑤認知症高齢者の支援体制の強化
- ⑥高齢者福祉施設のあり方の検討
- ⑦地域で暮らし続けるための環境整備
- ⑧発達支援体制の充実
- ⑨障がい者の社会参加の促進
- ⑩障がい者の相互理解の促進
- ⑪災害時等の支援体制の充実
- ⑫重度心身障害者医療費の助成

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者 等の保健及び福祉の向 上及び増進	(1)児童福祉施設 【保育所】	大町保育園改修工事	大町町	
	【児童館】	児童館整備事業	大町町	
	(3)高齢者福祉施設 【老人福祉センター】	老人福祉センター改修工事	大町町	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	総合福祉保健センター床カーペット張替工事	大町町	
		総合福祉保健センターインターロッキング補修工事	大町町	
		総合福祉保健センタートイレ改修工事	大町町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 【児童福祉】	子育て親子交流事業(育児サークル)	大町町	
		子どもの医療費助成事業	大町町	
		出生祝金支給事業	大町町	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	大町町	
		病児・病後児保育事業	大町町	
		保育所等給付費(副食費)補助事業	大町町	
		放課後児童健全育成事業	大町町	
		子ども新生活サポート応援金支給事業	大町町	
		大町町在宅保育支援事業	大町町	
	【高齢者・障害者福祉】	老人福祉センター現状調査委託	大町町	
		高齢者敬老祝金支給事業	大町町	
		鍼灸・マッサージ等施術費助成事業	大町町	
		重度心身障害者医療費助成事業	大町町	
		ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業	大町町	
福祉タクシー料金助成事業		大町町		
【健康づくり】	各種検診事業	大町町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		子どもインフルエンザ予防接種費助成事業	大町町	
		ピロリ菌感染検査費用助成事業	大町町	
		帯状疱疹予防接種費用助成事業	大町町	
	【その他】	不妊治療費助成事業	大町町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、公共施設等総合管理計画及び関連する長寿命化計画等個別の施設計画と整合性を図りながら、関連する公共施設の適正な維持管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要な事業を実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町民が健康で豊かな生活を営む上で、地域福祉のサービス、医療供給体制の整備は極めて重要であるとともに、少子高齢化社会の到来、介護保険制度の導入、寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者の増加など、社会的ニーズは刻一刻と変化しており、今後町民各自の生活様式に応じた保健・医療体制の充実・整備を図っていかねばならない。

また、世界中で感染拡大した新型コロナウイルス感染症のような、想定を超える規模の感染症への対応を考慮すると、必要とされる専門的医療機関との連携や、地域の医療機関だけではなく、広域で感染症対応ができる医療体制を整えていかねばならない。

なお、少子化や核家族化、高齢化社会、疾病構造の変化に対応するために、安全でより高度な医療を求められており、本町は、地域の医療機関と連携をとりながら、地域住民のニーズに対応し、保健・医療の確保を図っていかねばならない。

(2) その対策

【施策の方向】

武雄・杵島地区医師会や町内医療機関と連携のもと、地域医療体制の充実を図るとともに、消防本部、県など関係機関と連携して、休日及び夜間の救急医療の確保に努める。

- ①地域医療体制の充実
- ②休日及び夜間の救急医療の確保
- ③各種健診・がん検診等の充実及び受診率の向上

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3)過疎地域持 続的発展特別 事業 【その他】	地域医療体制確保事業	大町町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、公共施設等総合管理計画及び関連する長寿命化計画等個別の施設計画と整合性を図りながら、関連する公共施設の適正な維持管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要な事業を実施する。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア. 学校教育等

本町では、小中一貫教育の推進とコミュニティ・スクールの充実により、中学生の学力向上、不登校や問題行動等への対応体制が成果として表れてきている。

さらに、児童生徒が生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、就学前教育の充実を図るとともに、九州初の義務教育学校「大町ひじり学園」の特性を生かして、小中一貫教育とコミュニティ・スクールの取り組みのさらなる充実を図りながら、学力向上と情操教育を推進し、ふるさと大町を愛し誇りに思う児童生徒を育成する必要がある。

また、学習機会の拡充や体験学習、食育、特別支援教育、教育相談の充実に努め、時代のニーズに対応した子育て支援の推進が必要である。いじめ・虐待を覚知した場合は、緊急性を持って解決を図らなければならない。

加えて、学校設備の充実を進めるほか、給食センターの調理設備等の更新も必要である。

イ. 社会教育

本町では、文化連盟加盟団体等の活動で住民それぞれが様々な活動が展開されるとともに、各地区公民分館では、様々な世代が交流できるイベントを開催し、絆づくり、コミュニティ形成に大きな成果をあげている。新たな社会教育の方向性として、住民の主体的な参加のためのきっかけづくり、ネットワーク型社会教育行政の実質化、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍を念頭に、「開かれ、つながる社会教育」の実現に向け、学びと活動の好循環による個人の成長と地域社会の双方の発展を目指す必要がある。

今後は、住民一人ひとりが豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、誰もが学べる学習環境を整備するとともに、住民の自発的な学習活動への支援が必要となっている。

ウ. 社会体育

本町では、スポーツ協会各部、総合型地域スポーツクラブ（大町遊ゆうスポーツクラブ）加盟団体の活動の活性化等により、住民がそれぞれ活動を楽しむ姿がみられて成果をあげてきている。

しかしながら、各部・各クラブの個別化、会員の高齢化・固定化、指導者不足は大きな課題となっており、事務局組織の弱体化もみられ、スポーツ協会、大町遊ゆうスポーツクラブと連携しながら、各部・各クラブの活動を支援し、住民のニーズ

に対応していく必要がある。

また、社会体育施設の老朽化への対応が求められている中、競技スポーツ・生涯スポーツを楽しむ機会の確保、場の提供について十分に配慮する必要があり、既存施設の有効利用や複合施設の整備を図る。

(2) その対策

【施策の方向】

ア. 学校教育等

令和の日本型学校教育の実現に向け、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、小中一貫教育の充実とコミュニティ・スクールの推進を図るとともに、「志共育」を通して夢と志を明確にし、たくましく生きる児童生徒の育成を推進する。また、青少年健全育成に向け、地域全体で子どもを育む環境づくりを進める。

- ①確かな学力の向上の推進
- ②豊かな心を育む情操教育の推進
- ③健やかな体を育む教育の推進
- ④「志共育」の推進
- ⑤特別支援教育の充実
- ⑥地域・家庭のよさを生かす学習環境づくり
- ⑦安全・安心を守る学校・地域づくり
- ⑧教職員の専門的な資質・能力の向上
- ⑨教職員の働き方改革・メンタルヘルスケアの充実
- ⑩大町ひじり学園及び給食センター等施設設備等改修・更新

イ. 社会教育

今後も、公民館を中心に地区公民分館を拠点として、町民の学習意欲と学習需要に対応できる情報の提供など、各種講座、教室を開催し、生涯学習の充実に努める。

また、拠点施設の老朽化が進んでいるほか、町民の生涯学習に対するニーズの多様化、学校・地域との連携・融合といった高度な課題が発生し、ハード・ソフト両面からの取り組みを進める。

- ①各種社会教育関係団体等の支援とネットワークづくり
- ②公民館の利活用促進と地区公民分館活動の支援
- ③指導者の発掘・育成

- ④学習機会の拡充
- ⑤CSOによる地域活性化
- ⑥複合施設の整備

ウ. 社会体育

今後も、町スポーツ協会、大町遊ゆうスポーツクラブと連携しながら、各部・各クラブの活動を支援し、住民それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、指導者の育成・確保、体力・年齢等に応じたスポーツの普及を図る。

また、競技スポーツ・生涯スポーツを楽しむ機会の確保、場の提供について十分に配慮する必要がある、既存の社会体育施設の有効利用や複合施設の整備を図る。

- ①競技スポーツ、生涯スポーツへの支援
- ②専門的能力を持つ指導者の発掘・確保・育成
- ③既存社会体育施設の適切な維持・管理・活用・利用促進
- ④ニュースポーツ・障がい者スポーツの普及促進
- ⑤地域おこし協力隊の活用によるスポーツ環境整備と体験の拡充
- ⑥複合施設の整備

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1)学校教育関連施設 【給食施設】	給食センター設備等改修・更新	大町町	
	【その他】	大町ひじり学園施設設備等改修・更新	大町町	
	(3)集会施設、 体育施設等 【図書館】	複合施設建設工事	大町町	
	【その他】	複合施設建設工事	大町町	
		町民グラウンド施設更新工事	大町町	
	過疎地域持続的 発展特別事業 【その他】	学校給食費補助金	大町町	
		ひじり学園ICT利活用推進事業	大町町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興では、公共施設等総合管理計画及び関連する長寿命化計画等個別の施設計画と整合性を図りながら、関連する公共施設の適正な維持管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要な事業を実施する。

10 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本町には、先人たちから受け継ぎ、次代へ継承すべき文化遺産が多く残り、保護されている。

しかし、その一方で郷土の景観などの身近な文化遺産は生活様式の変化によって急速にその姿を消しつつある。特に、少子・高齢化、生活様式の変化、地域連帯感の希薄化などの様々な要因が絡み合い、郷土芸能等の後継者不足は深刻である。

地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、住民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、文化施設や遺産の充実・活用を図らなければならない。また、土井家住宅など貴重な文化財や炭鉱の歴史資料や伝統文化の保存・活用を図る必要がある。

(2) その対策

【施策の方向】

住民主体の芸術・文化活動を一層促進するために様々な援助を行い、活動の場となる施設の老朽化への対応や、貴重な文化財の保存・活用に支援を行う。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興【その他】	複合施設建設工事	大町町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業【地域文化振興】	伝統文化及び文化連盟育成	大町町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等では、公共施設等総合管理計画及び関連する長寿命化計画等個別の施設計画と整合性を図りながら、関連する公共施設の適正な維持管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要な事業を実施する。

・ 過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区 分	事業内容	事業主体
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成		
【移住・定住】	<p>空き家活用対策補助金事業 【具体的な事業内容】 空き家バンクに登録してある家屋へのリフォーム代金を補助する。 【事業の必要性】 定住の促進のため。 【見込まれる事業効果】 移住・定住者の増加が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 定住人口の増加による地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>移住促進対策子ども転入奨励金事業 【具体的な事業内容】 県外等から本町へ転入する人に対して、引越費用を補助する。 【事業の必要性】 定住の促進のため。 【見込まれる事業効果】 人口の増加が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 定住人口の増加による地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>移住促進対策引越費用補助金事業 【具体的な事業内容】 県外等から本町へ転入する子育て世帯に対して、奨励金を交付する。 【事業の必要性】 定住の促進のため。 【見込まれる事業効果】 人口の増加が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 定住人口の増加による地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>移住促進民間賃貸住宅等建築費用補助事業 【具体的な事業内容】</p>	<p>大町町</p> <p>大町町</p> <p>大町町</p> <p>大町町</p>

	<p>民間賃貸住宅を新築した個人又は法人に対し補助金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 定住の推進のため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 人口の増加が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 定住人口の増加による地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>移住促進民間住宅家賃補助事業</p> <p>【具体的な事業内容】 県外等から本町の民間賃貸住宅へ転入する子育て世帯に対し、家賃を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 定住の促進のため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 人口の増加が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 定住人口の増加による地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>婚活サポーター助成金事業</p> <p>【具体的な事業内容】 男女の出会いの場をサポート助成する。</p> <p>【事業の必要性】 定住の推進のため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 人口の増加が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 定住人口の増加による地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>定住促進奨励金事業</p> <p>【具体的な事業内容】 県外等から本町へ新築住宅等を購入して転入する人に対して、奨励金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 定住の促進のため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 人口の増加が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 定住人口の増加による地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶ</p>	<p>大町町</p> <p>大町町</p> <p>大町町</p>
--	--	----------------------------------

<p>【その他】</p>	<p>ものである。</p> <p>地域の絆づくり補助金事業</p> <p>【具体的な事業内容】 高齢者を中心とした地域の絆づくり等の活動に要した経費を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 コミュニティ活動支援のため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 コミュニティを醸成し、人材の育成が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 コミュニティ内の世代間交流を促すことで、地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>人材育成事業</p> <p>【具体的な事業内容】 豊かで活力と個性ある町づくりを推進するため、町内在住者で組織する団体及び個人に対して助成金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 地域を担う豊かな人間形成や地域農商工業振興と技術向上に資する事業を支援するため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 地域農商工業振興に関わる人材の育成を図ることで、技術向上や新たな人材の掘り起しが見込まれる。</p> <p>ものである。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 人材の育成を図ることで、地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	<p>大町町</p> <p>大町町</p>
--------------	---	-----------------------

持続的発展施策 区 分	事業内容	事業主体
3 産業の振興		
【第1次産業】	<p>多面的機能支払交付金事業 【具体的な事業内容】 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援する。 【事業の必要性】 農地の保全、多面的機能の確保、集落の活性化が見込まれる。 【見込まれる事業効果】 農業施設の維持や農家等の地域住民が自ら行うことで農村集落の環境保全が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 基幹産業である農業の振興に向け、多面的に農家を支えるための取組であり、農業集落の活性化などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金事業 【具体的な事業内容】 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持するため国及び地方自治体による支援を行う。 【事業の必要性】 平地に比べ様々な条件が不利な中山間地域では、過疎化、高齢化の振興に伴う耕作放棄地の増加等により農業生産力と多面的機能が低下しているため、平地との不利を補正し、適切な農業生産活動の維持する多面的機能の確保を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】 農地の保全、多面的機能の確保、集落の活性化が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 基幹産業である農業の振興に向け、中山間地の農業生産活動を維持するための取組であり、農業集落の活性化などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 【具体的な事業内容】 新規就農者に対し農業経営を始めてから安定するまでの間、資金を交付する。 【事業の必要性】 農業従事者の高齢者化が進む中、次世代を担う農業者となる青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援が必要である。 【見込まれる事業効果】 経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に資金を交付することで、就農直後の生活不安の緩和が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】</p>	<p>大町町</p> <p>大町町</p> <p>大町町</p>

<p>【商工業・6次産業化】</p>	<p>基幹産業である農業の振興に向け、多様な担い手が農業経営を行っていくための取組であり、産地の競争力強化などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業） 【具体的な内容】 次世代を担う農業者になることを志向する新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援する。 【見込まれる事業効果】 就農後の早期経営発展の支援を行うことで、次世代を担う農業者の育成・確保が見込める。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 基幹産業である農業の振興に向け、多様な担い手が農業経営を行っていくための取組であり、産地の競争力強化などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	<p>大町町</p>
	<p>経営設備資金（利子補給・保証料） 【具体的な事業内容】 設備の近代化に伴い、商工業者の設備投資に対し、国、県及び町の各種制度資金の貸付に伴う償還負担を軽減する。 【事業の必要性】 設備の近代化を図り、商工業者の発展を推進するため。 【見込まれる事業効果】 商工業者の発展と経済的な地位の向上が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 商工業者の設備投資に資する取組であり、町内商工業者の活性化などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	<p>大町町</p>
	<p>商工会育成事業 【具体的な事業内容】 町内商工業の育成、振興、発展を図るため、商工会に必要な補助を行う。 【事業の必要性】 町内商工業者の減少、衰退に歯止めをかけるため。また、新規起業家などの発掘及び支援を行うため。 【見込まれる事業効果】 町内商工業の育成、振興、発展並びに新規起業家の発掘、支援が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 商工業の振興に資する取組であり、町内商工業者の活性化などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	<p>大町町</p>

	<p>中小企業資金貸付事業 【具体的な事業内容】 町内の中小企業、個人事業者の経営の合理化及び安定の強化を図るため、町内金融機関へ資金を預託する。</p> <p>【事業の必要性】 町内の中小企業、個人事業者への運転資金、設備資金の貸付に対し、金融機関の資金とするため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 中小企業等の経営の安定化及び振興が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 中小の基盤強化に資する取組であり、地域経済の活性化などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
【企業誘致】	<p>企業立地促進助成金等事業 【具体的な事業内容】 町内への進出企業等又は、既存企業等に対し、要件に応じ助成金等を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 町内への企業誘致の促進と既存企業の発展。</p> <p>【見込まれる事業効果】 企業等の発展及び雇用者の増加が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 企業立地による雇用の確保や税収の増加などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
	<p>新規創業等スタートアップ支援事業 【具体的な事業内容】 新規創業及び既に創業している者が町内に新たな事業所を開設した場合、建築、改装及び設備に要した経費に対し、町が認めた経費の補助を行う。</p> <p>【事業の必要性】 町内における創業を促進し、町内の商工業の振興及びにぎわいを創出するため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 町内の商工業の振興及び活性化が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 新規創業による雇用の確保や税収の増加などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町

持続的発展施策 区 分	事業内容	事業主体
4 地域における情報化		
【その他】	<p>デジタル化の推進</p> <p>【具体的な事業内容】 ホームページやアプリ等で移住や子育て支援、防災等の情報を公開することで、町民の利便性を図るとともに、利用方法について広報や操作講習等を行う。</p> <p>【事業の必要性】 情報格差を解消するため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 町民の利便性の向上が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 デジタル化の推進による日常生活における利便性の向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町

持続的発展施策 区 分	事業内容	事業主体
5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進		
【公共交通】	<p>コミュニティバス（まちバス）確保対策事業</p> <p>【具体的な事業内容】 町内を巡回するコミュニティバスを維持することで、町民の交通の確保と利便性の向上を図る。</p> <p>【事業の必要性】 移動手段を確保するため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 交通不便地域における利便性の向上に向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>民間バス路線確保対策事業</p> <p>【具体的な事業内容】 民間バス路線の赤字路線の運行費を補助することにより、路線を存続し、町民の交通の確保を図る。</p> <p>【事業の必要性】 移動手段を確保するため。</p> <p>【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 交通不便地域における利便性の向上に向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	<p>大町町</p> <p>大町町</p>

持続的発展施策 区 分	事業内容	事業主体
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
【児童福祉】	<p>子育て親子交流事業（育児サークル） 【具体的な事業内容】 乳幼児とその保護者を対象に、親子体操や、読み聞かせ、その他季節の行事を行うサークル活動。 【事業の必要性】 支援者による相談支援や乳幼児の育児中の保護者の交流を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 保護者の交流機会を設けることにより、育児の悩みや不安感の軽減等が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>子どもの医療費助成事業 【具体的な事業内容】 出生時から18歳までの子どもに係る医療費（保険診療分）の一部を助成する。 【事業の必要性】 子どもの医療機関への受診機会を確保し、保健福祉の向上を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 子どもの疾病の早期発見、早期治療を行うことにより、保健福祉の向上が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>出生祝金支給事業 【具体的な事業内容】 町内で出生し支給要件を満たす世帯に対し祝金を支給する。 【事業の必要性】 町の出生数の増加及び定住を奨励し、次代を担う子どもの育成と、生活の安定を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 町の出生数及び定住者の増加及び出生世帯の生活の安定が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	<p>大町町</p> <p>大町町</p> <p>大町町</p>

<p>ひとり親家庭等医療費助成事業 【具体的な事業内容】 ひとり親家庭等に係る各月の医療費自己負担分の合計額から 500 円を除いた額を助成する。 【事業の必要性】 ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上のために必要である。 【見込まれる事業効果】 ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
<p>病児・病後児保育事業 【具体的な事業内容】 病気及び病気の回復期において、集団保育が困難な子どもを仕事等で保育できない保護者に代わり預かり、保育する。 【事業の必要性】 病気等により集団保育が困難な子どもを預かり、保護者の育児負担の軽減を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 保護者の育児負担の軽減が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
<p>保育所等給付費（副食費）補助事業 【具体的な事業内容】 保育所等を利用する子どもの保護者が実費負担する給食費（副食費）を国が定める公定価格を上限として補助する。 【事業の必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
<p>放課後児童健全育成事業 【具体的な事業内容】 放課後の時間帯において、保護者が仕事等で留守の子どもに適切な遊び及び生活の場を提供する。 【事業の必要性】 放課後の時間帯において、仕事等で留守にしている保護者への育児支援として必要である。 【見込まれる事業効果】</p>	大町町

【高齢者・障害者福祉】	<p>昼間仕事等により家庭を留守にしている保護者への育児支援として十分な効果が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】</p> <p>安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p> <p>子ども新生活サポート応援金支給事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>4月に進学等を迎える節目の子どもたちにサポート応援金を支給する事業</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>進学等を迎えた子どもたちが安心して新生活を過ごせるために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>進学等を迎えた子どもたちが安心して新生活を過ごせ、町人口の増加に寄与することが見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】</p> <p>安心して子どもを育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
	<p>大町町在宅保育支援事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>満6か月から満3歳の年度末までの児童を家庭で保育する保護者等に対し支援金を支給する事業</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>子どもを安心して家庭で育てることができる環境づくりと経済的負担軽減のために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>子どもを安心して家庭で育てることができる環境づくりと経済的負担軽減が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】</p> <p>安心して子どもを育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
	<p>老人福祉センター現状調査委託</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>既存施設の状態や利用状況等について調査を行う。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>既存施設の現状を把握し利活用方法を検討する。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>既存施設を多目的に有効活用することで、町民の利便性の向上が見込まれる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】</p>	大町町

	<p>高齢者等が安心して暮らしやすい環境づくりに向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>高齢者敬老祝金支給事業 【具体的な事業内容】 長寿を祝福するために敬老祝金を支給する。 【事業の必要性】 これまでの社会の発展に寄与された労をねぎらい長寿を祝福するためには必要である。 【見込まれる事業効果】 長寿への励みや生きがいにつながるが見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 生きがいづくりに向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>鍼灸・マッサージ等施術費助成事業 【具体的な事業】 1 回当たり 800 円の施術券を年間 1 人 24 枚以内で発行する。 【事業の必要性】 健康の保持・増進を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 町民の健康保持・増進が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 健康増進に向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>重度心身障害者医療費助成事業 【具体的な事業内容】 重度心身障害者等の方の要した医療費のうち保険診療分の自己負担額の一部を助成する。 【事業の必要性】 保健の向上と福祉の増進を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 障がい者の経済的負担軽減と、健康保持・増進が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 障がい者等が安心して暮らしやすい環境づくりに向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業 【具体的な事業内容】 おおむね 65 歳以上の虚弱若しくは寝たきり等の一人暮らし高齢者等に対し、緊急時に適切な対応ができるよう緊急通報システムを貸与する。 【事業の必要性】 緊急時の安全確保、孤独死や孤立を防ぐためには必要である。 【見込まれる事業の効果】 高齢者の在宅福祉の向上が見込まれる。</p>	<p>大町町</p> <p>大町町</p> <p>大町町</p> <p>大町町</p>
--	--	---

【健康づくり】	<p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 高年齢者等が安心して暮らしやすい環境づくりに向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>福祉タクシー料金助成事業 【具体的な事業内容】 重度心身障害者等の方へ1枚400円のタクシー利用助成券を年間25枚を限度として交付する。 【事業の必要性】 公共交通機関の利用が困難な障がい者の移動手段の確保及び生活の質の向上を図るためには必要である。 【見込まれる事業効果】 障がい者の在宅福祉の向上が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 障がい者の自立や社会参加しやすい環境づくりに向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
	<p>各種検診事業 【具体的な事業】 働き盛り世代のがん検診や健康診査を実施し、検診内容の充実と受診しやすい体制を図る。 【事業の必要性】 少子高齢化に伴い、健康寿命の延伸に取り組んでいく必要がある。 【見込まれる事業の効果】 受診率の向上を図り、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療につなげていくことができる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 病気の早期発見や疾病の感染症予防に向けた取組であり、医療費抑制や健康な生活を送れるなどその効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
	<p>子どもインフルエンザ予防接種費助成事業 【具体的な事業内容】 0歳から中学3年生までの子どもを対象に、インフルエンザワクチン接種に係る費用の一部について2,000円を上限に助成する。 【事業の必要性】 インフルエンザワクチン接種を希望する子育て世帯の負担軽減、健康保持、増進のために必要である。 【見込まれる事業効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減及び健康の保持、増進が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 子どもインフルエンザの感染防止に向けた取組であり、健康な生活を送れるなどその効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町

	<p>ピロリ菌感染検査費用助成事業 【具体的な事業内容】 20 歳から 39 歳を対象に、血清ヘリコバクターピロリ抗体検査に係る費用の全額を助成する。 【事業の必要性】 仕事等により検査機会の少ない世代の、胃がん発症リスクの軽減、健康意識の向上を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 対象世代の胃がん発症リスクの軽減及び、健康意識の向上が見込まれる 【施策の効果が将来に及ぶこと】 病気の早期発見や疾病の感染症予防に向けた取組であり、医療費抑制や健康な生活を送れるなどその効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町
	<p>帯状疱疹予防接種費用助成事業 【具体的な事業内容】 66 歳以上の定期接種の対象とならない高齢者を対象に、帯状疱疹予防接種に係る費用の一部を助成する。 【事業の必要性】 帯状疱疹の発症リスクの軽減、助成による負担軽減を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 経済的負担軽減及び、健康維持が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 病気の早期発見や疾病の感染症予防に向けた取組であり、医療費抑制や健康な生活を送れるなどその効果は将来に及ぶものである</p>	大町町
【その他】	<p>不妊治療費助成事業 【具体的な事業内容】 申請日から引き続き 3 年以上、町内に居住する意思があり、妊娠を希望している夫婦に対し、不妊治療費の一部を年度内 2 回まで助成する。 【事業の必要性】 不妊治療費による経済的負担の軽減を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 妊娠を希望する夫婦の経済的負担の軽減及び、出生数の増加が見込まれる。 【施策の効果が将来に及ぶこと】 安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町

持続的発展施策 区 分	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興等		
【地域文化振興】	<p>伝統文化及び文化連盟育成</p> <p>【具体的な事業内容】 文化連盟等の活動支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】 団体構成員の固定化や意識の変化により活動の減少がみられているので支援が必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 地域文化の継承が期待できる。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶこと】 住民が歴史や文化に身近にふれあうことができる環境づくりに向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	大町町